

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年7月10日提出
【計算期間】	野村ターゲットインカムファンド（資産成長型） 第1期 野村ターゲットインカムファンド（年 6 %目標払出型） 第1特定期間 （自 2019年10月1日至 2020年5月15日）
【ファンド名】	野村ターゲットインカムファンド（資産成長型） 野村ターゲットインカムファンド（年 6 %目標払出型）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

世界各国の債券等¹および世界各国の株式等²を投資対象とする投資信託証券に投資します。また、世界各国のREIT（不動産投資信託証券）および企業向け貸付債権（バンクローン）を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。なお、投資する投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。

- 1 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債^{*}、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債およびこれらを投資対象とする上場投資信託証券（ETF）など。新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券等（新興国債等）を含みます。

*ハイブリッド証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券、偶発転換社債）を含みます。

- 2 普通株式、優先株式、DR（預託証書）およびこれらを投資対象とする上場投資信託証券（ETF）など。新興国の企業の発行する株式等（新興国株式等）を含みます。

< 資産成長型 >

投資信託証券を主要投資対象とし、リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り（コスト控除後）を確保することを目指します。なお、市場環境等によっては、基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合があります。

ファンドのポートフォリオにおける利回りのことであり、毎年3%の投資収益が得られるものではありません

ん。

* 当ファンドにおいて、コストとは主に当ファンドの信託報酬や実質的な為替ヘッジコストを指します。

■ ファンドの投資資金(基準価額)の推移と分配のイメージ ■



* 上記の図はあくまでイメージであり、実際の投資資金（基準価額）の動きとは異なります。将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

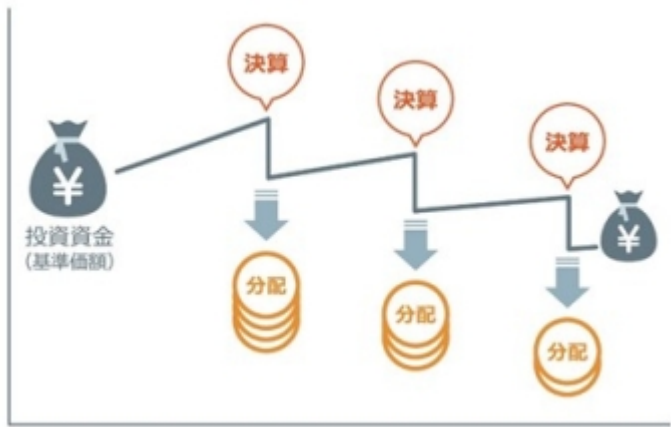
< 年6%目標払出型 >

投資信託証券を主要投資対象とし、リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り¹（コスト控除後）を確保することを目指します。また、各期の目標分配額が目標分配額決定時点²の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指します。なお、市場環境等によっては、基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合があります。

1 ファンドのポートフォリオにおける利回りのことであり、毎年3%の投資収益が得られるものではありません。

2 原則として、毎年6月に9月、11月、翌年1月の決算における目標分配額を、毎年12月に翌年3月、5月、7月の決算における目標分配額を決定します。

■ ファンドの投資資金(基準価額)の推移と分配のイメージ ■



* 上記の図はあくまでイメージであり、実際の投資資金（基準価額）の動きとは異なります。将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

- 各期の目標分配額が目標分配額決定時点の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指します。
- 目標分配額決定時点の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度の分配を行なうため、実質的には投資した資金の取り崩しとなります。そのため投資資金(基準価額)は減少し、概ね分配金額は小さくなっていきます。

< 目標分配額決定時点の基準価額に基づく目標分配額の例（1万口あたり/税引き前） >

目標分配額決定時点の基準価額	目標分配額
10000円	100円程度
9000円	90円程度
8000円	80円程度
7000円	70円程度

6000円	60円程度
5000円	50円程度
4000円	40円程度

* 上記は基準価額に応じた目標分配額の目安を示すものであり、資金動向、市況動向等によっては目標分配額が上記と異なる場合があります。

投資する投資信託証券は、組入外貨建資産について為替変動リスクの低減を図ること を基本とするもの、もしくはこれらに類するものを中心としますが、効率的に為替変動による収益を獲得する目的で外国為替予約取引等を活用する投資信託証券に投資を行なう場合もあります。

組入外貨建資産の純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行なう場合を含みます。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
債券		欧州		
一般	年6回 (隔月)			
公債		アジア		
社債	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産				
(投資信託証券				
(資産複合(株式、				
債券、不動産投信)		中近東 (中東)		
資産配分変更型))		エマージング		
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資

産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

（野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (適時ヘッジ)
		欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分変更型))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債... 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債... 目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券... 目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産... 組入れている資産を記載するものとする。

資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型... 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年 1 回... 目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年 2 回... 目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年 4 回... 目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年 6 回(隔月)... 目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年 12 回(毎月)... 目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々... 目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

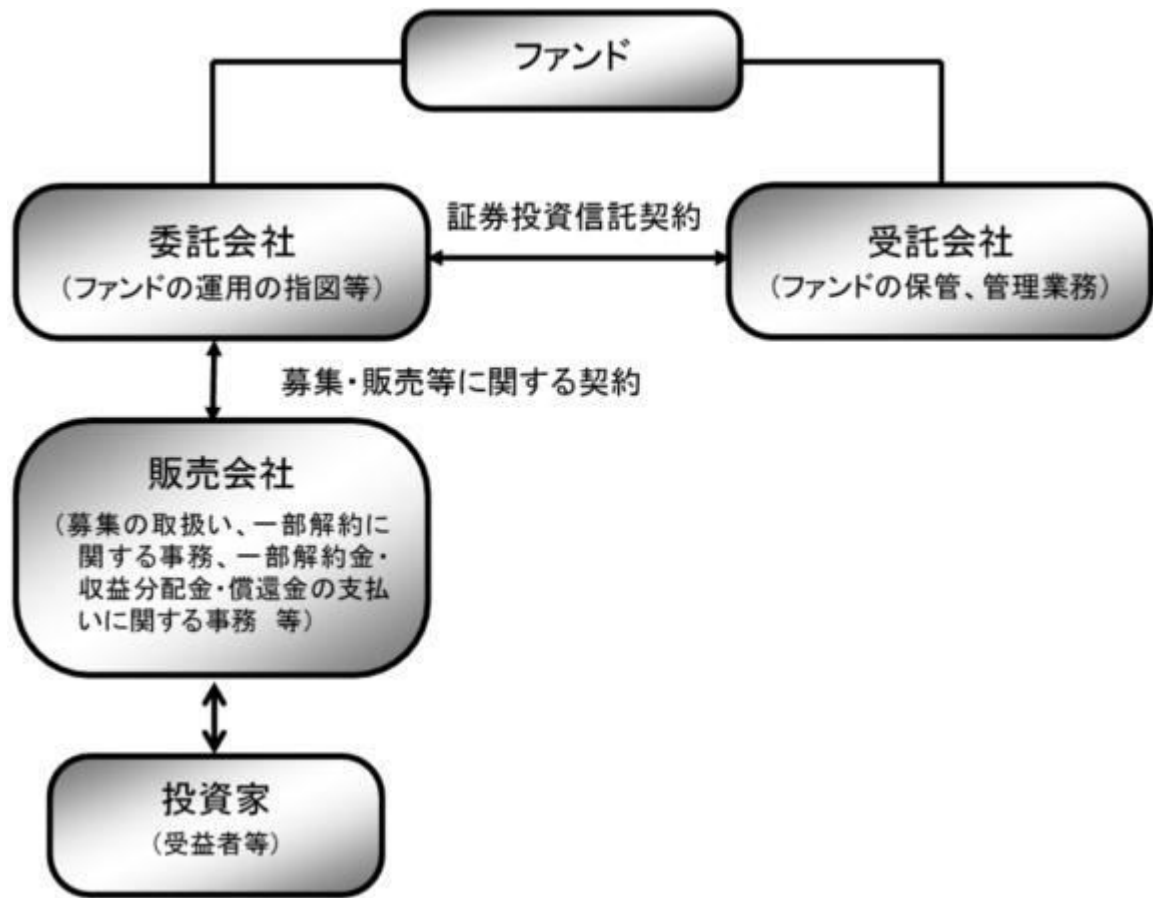
(4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年10月1日

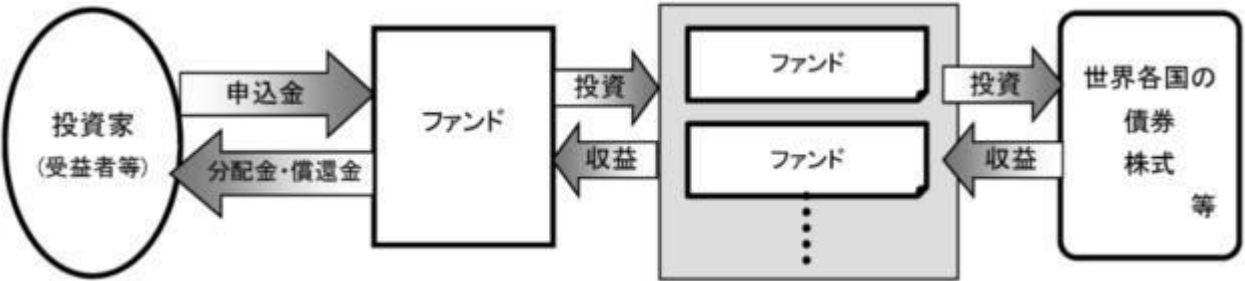
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファンド・オブ・ファンズ方式について》

ファンドは複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



ファンド	野村ターゲットインカムファンド （資産成長型）	野村ターゲットインカムファンド （年6%目標払出型）
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社	
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社	

■ 委託会社の概況(2020年5月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
----	----	-------	----

野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%
----------------	------------------	------------	------

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- 「野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）／（年6％目標払出型）」は、分配頻度の異なる「資産成長型」と「年6％目標払出型」の2本のファンドから構成されています。
- 投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。））。以下同じ。）を主要投資対象とし、リスク水準を考慮しつつ、年率3％程度の利回り（コスト控除後）を確保することを目指します。また、「年6％目標払出型」は、各期の目標分配額が目標分配額決定時点の基準価額の年率6％（各決算時1％）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指します。

- 投資する投資信託証券は、組入外貨建資産について為替変動リスクの低減を図ること を基本とするもの、もしくはこれらに類するものを中心としますが、効率的に為替変動による収益を獲得する目的で外国為替予約取引等を活用する投資信託証券に投資を行なう場合もあります。

組入外貨建資産の純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行なう場合を含みます。

- 投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを基本としますが、市場環境等によっては、短期有価証券等へ直接投資を行なう場合があります。
- 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、当運用への適合性を含む定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については、適宜見直しを行ないます。
- 指定投資信託証券は当運用への適合性を含む定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託証券も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- 「年6％目標払出型」は、ファンドの基準価額（1万口あたり。支払済みの分配金累計額は加算しませ

ん。）が90営業日連続して一定水準（3000円）以下となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とします。

- * 市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行なうことができない場合があります。
- * 基準価額が90営業日連続して一定水準（3000円）以下となり安定運用に切り替えた場合には繰上償還します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

世界各国の債券等および世界各国の株式等を投資対象とする投資信託証券に投資します。また、世界各国のREIT（不動産投資信託証券）および企業向け貸付債権（バンクローン）を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。なお、投資する投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

「資産成長型」の指定投資信託証券	「年6%目標払出型」の指定投資信託証券
ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス＜外国籍投資信託＞	
ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス＜外国籍投資信託＞	
ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジドクラス＜外国籍投資法人＞	
ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド	
ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド - JPY-Nクラス＜外国籍投資信託＞	
ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス＜外国籍投資法人＞	

ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス ＜外国籍投資法人＞	
ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG米国投資適格社債ファンド - JPY-Nクラス＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG米国投資適格社債ファンド - JPY-Dクラス＜外国籍投資信託＞
ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド - SD JPYヘッジドクラス＜外国籍投資法人＞	
ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG新興国国債ファンド - JPY-Nクラス＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG新興国国債ファンド - JPY-Dクラス＜外国籍投資信託＞
NCRAM・ローン・トラスト - JPY-Nクラス＜外国籍投資信託＞	
野村ハイインカムREITマザーファンド	
ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	

上記は2020年7月10日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り

ます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（上記 に掲げるものを除く。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(指定投資信託証券)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2020年7月10日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス

(A)ファンドの特色

ファンドは、先進国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

先進国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却するオプション取引を活用します。

(2)投資態度

先進国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、不動産投資信託証券(REIT)、上場投資信託(ETF)等にも投資します。

先進国の高配当利回り株式等への投資に加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。なお、コール・オプションの売却を通じて、さらなる収益の獲得を目指しますが、株式等の価格が権利行使価格を上回って値上がりした局面では、収益の一部を享受できない場合があります。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス**(A)ファンドの特色**

ファンドは、新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とします。加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却するオプション取引を活用します。

(2)投資態度

新興国の高配当利回り株式等(DR(預託証書)、優先株を含みます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、タイのNVDR(Non-Voting Depositary Receipt)、不動産投資信託証券(REIT)、上場投資信託(ETF)等にも投資します。

新興国の高配当利回り株式等への投資に加えて、保有する銘柄に係るコール・オプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指します。なお、コール・オプションの売却を通じて、さらなる収益の獲得を目指しますが、株式等の価格が権利行使価格を上回って値上がりした局面では、収益の一部を享受できない場合があります。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジドクラス**(A)ファンドの特色**

企業、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する固定利付および変動利付(物価やその他指数に連動するもの)の債券および債券関連証券等(以下、債券および債券関連証券等といいます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務 受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

債券および債券関連証券等を主要投資対象とします。なお、投資にあたってはデリバティブ取引も活用します。

(2)投資態度

債券および債券関連証券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資する債券および債券関連証券等は、ムーディーズ社あるいはS&P社のいずれかより格付を付与された銘柄とします。なお、格付のない銘柄への投資については、信託財産の純資産総額の30%以内で投資することができます。

ポートフォリオの構築にあたっては、主として世界の金利、通貨、信用リスクなどの見通しに基づくトップダウンアプローチを活用するとともに、資産クラスや業種における個別銘柄分析を通じたボトムアップアプローチも活用します。なお、市場環境が不透明な状況にあっては、信託財産の純資産総額の100%を上限として、現金や預金等の流動性の高い資産で運用を行なう場合があります。

効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。

組入外貨建資産については、米ドル建て以外の通貨エクスポージャーを保有している部分を含め、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

(3)主な投資制限

新興国の発行体が発行する債券および債券関連証券等への投資は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ローン等への投資は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ユーロ建てハイインカムESG(投資適格社債)マザーファンド**(A)ファンドの特色**

ファンドは、世界各国の企業（金融機関を含みます。）が発行するユーロ建ての債券等（ハイブリッド証券を含みます。）を主要投資対象とし、利回りを高位に保ちながら中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

(B)信託期間

無期限（2019年1月11日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

(D)管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

世界各国の企業（金融機関を含みます。）が発行するユーロ建ての債券等（期限付劣後債、永久劣後債、優先証券、偶発転換社債（以下、「ハイブリッド証券」と称する場合があります。）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、先進国が発行するユーロ建ての国債等にも投資する場合があります。

(2)投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、個別発行体の信用力およびESG への取り組みに関する分析に基づき、利回り水準、債券種別、流動性、業種等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

ポートフォリオの平均デュレーション は、原則として概ね4年～9年程度に維持することを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。

投資対象となる公社債等のデュレーションには、初回コール償還日が存在する場合は、当該日付までのデュレーションを使用します。

投資対象とする公社債等は、取得時においてBBB格相当以上の格付（格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）を有しているものとします。なお、先進国が発行するユーロ建ての国債等については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてBBB格相当以上とします。

金融機関が発行する債券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以内とします。

市場環境、流動性等を勘案して、先進国が発行するユーロ建ての国債等にも投資する場合があります。

外貨建資産については、原則として常時70％以上をヘッジし、為替変動リスクの低減を目指します。

効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド(NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)に、当ファンドの公社債等（ハイブリッド証券を含みます。）の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とし

す。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド - JPY-Nクラス

(A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、副投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。

投資する事業債は、主としてBB＋格(S&P社)以下(B－格未満は除く)またはBa1格(Moody's社)以下(B3格未満は除く)の格付が付与されている債券とします。

格付をもたない債券への投資にあたっては、投資顧問会社によりB－格(S&P社)以上およびB3格(Moody's社)以上の格付と同等と判断される債券へ投資を行ないます。

組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

(3)主な投資制限

格付をもたない債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。

保有している債券の格付がCCC＋格(S&P社)以下またはCaa1格(Moody's社)以下に下がった場合、当該債券の格付がCCC＋格(S&P社)およびCaa1格(Moody's社)より高くなるまでは、当該債券への追加の投資は行ないません。なお、CCC＋格(S&P社)以下またはCaa1格(Moody's社)以下の格付の債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デフォルト債券には投資しません。

株式への投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス**(A)ファンドの特色**

欧州内外の企業、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ等の発行する欧州通貨建てのハイ・イールド債券および債券関連証券(以下、欧州通貨建てハイ・イールド債券等といいます。)を主要投資対象とし、インカムゲインおよびキャピタルゲインの獲得ならびに信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

(B)信託期間

無期限(2019年1月11日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務 受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

欧州通貨建てハイ・イールド債券等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

欧州通貨建てハイ・イールド債券等を主要投資対象とし、インカムゲインおよびキャピタルゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

通常の状況においては、信託財産の純資産総額の80%以上をBB格からCCC格の範囲内の格付が付与されている欧州通貨建てハイ・イールド債券等に投資します。

なお、投資する欧州通貨建てハイ・イールド債券等は取得時においてD格以上の格付が付与されているものとします。

無格付けの債券等の場合、投資顧問会社が上記格付と同等の信用度を有すると判断した場合に限り、同債券等を投資対象に含みます。

ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップアプローチとトップダウンアプローチを合わせて活用し、事業リスク、財務リスク、デフォルト率見通し、金融・財政政策等の複数の要因を勘案し、銘柄選定を行ないます。

欧州通貨建てハイ・イールド債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

適切と判断される場合、新興国の発行体が発行する欧州通貨建てハイ・イールド債券等に投資をする場合があります。

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク(Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.)に運用に関する権限の一部を委託します。

組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、保有する欧州通貨建てハイ・イールド債券等が株式等に転換された場合等に限ります。

同一発行体の発行する欧州通貨建て債券等への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。

1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。

ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジクラス

(A)ファンドの特色

アジア諸国・地域 の企業、金融機関、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関等が発行する米ドル建ておよびアジア諸国・地域の現地通貨建てハイ・イールド債券および債券関連証券ならびにアジア諸国・地域において経済活動を行なう企業等が発行する米ドル建ておよびアジア諸国・地域の現地通貨建てハイ・イールド債券および債券関連証券（以下、アジア・ハイ・イールド債券等といいます。）を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

アジア諸国・地域とは、JPモルガン・アジア・クレジット・インデックス・ノン・インベストメント・グレードの構成国・地域を指します。

(B)信託期間

無期限（2019年1月11日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務 受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

アジア・ハイ・イールド債券等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

アジア・ハイ・イールド債券等を主要投資対象とし、インカムゲインの獲得および信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

通常の状況においては、信託財産の純資産総額の80%以上を無格付あるいは投資適格未満の格付けを格付機関の少なくとも1社より付与されているアジア・ハイ・イールド債券等に投資します。

なお、投資適格格付が付与されている債券への投資は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

格付は、S&PおよびMoody'sの両者の格付が付与されている場合、いずれか高い方を基準とします。

投資にあたっては、事業戦略や財務・経営状況等を含むファンダメンタルズ分析および投資対象市場の特性や債券等の発行形態などのマーケット分析を通じて、相対的に割安と判断される銘柄を選定します。

アジア・ハイ・イールド債券等の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引および外国為替予約取引を活用することができます。

ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール・リミテッド(Nomura Asset Management Singapore Limited)に運用に関する権限の一部を委託します。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、保有するアジア・ハイ・イールド債券等が株式等に転換された場合等に限ります。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG米国投資適格社債ファンド - JPY-Nクラス / JPY-Dクラス**(A)ファンドの特色**

ファンドは、世界各国の企業(金融機関を含みます。)が発行する米ドル建ての投資適格社債等(期限付劣後債、永久劣後債、優先証券および偶発転換社債を含みます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。なお、米ドル建ての公社債等(米ドル建ての投資適格社債を除く)にも投資する場合があります。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2020年1月14日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

世界各国の企業(金融機関を含みます。)が発行する米ドル建ての投資適格社債等(期限付劣後債、永久劣後債、優先証券および偶発転換社債を含みます。)を主要投資対象とします。なお、米ドル建ての公社債等(米ドル建ての投資適格社債を除く)にも投資する場合があります。

(2)投資態度

投資にあたっては、利回り水準、流動性、信用リスクおよびESG ファクター等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びCorporate Governance(企業統治)の総称です。

ポートフォリオの平均格付は、原則としてBBB格相当以上とします。(格付は、S&P、Moody'sおよびFitchのいずれかの格付が付与されている場合、最も高い格付を基準とします。格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを抑える目的で米ドル売り、円買いの為替取引を行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

銀行セクター(銀行持ち株会社を含みます。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。

ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド - SD JPYヘッジドクラス**(A)ファンドの特色**

新興国の現地通貨建ての企業、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、リミテッド・パートナーシップ、政府、政府機関および国際機関等が発行する債券および債券関連証券(以下、現地通貨建て新興国債券等といいます。)を投資対象とするとともに、デリバティブ取引の活用を通じてキャピタルゲインおよびインカムゲインの獲得を通じたトータルリターン創出を目指して運用を行いません。ファンドは、円建てオープン・エンド型のアイルランド籍会社型外国籍投資法人です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社 名義書換事務 受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用（取引費用、監査費用、法律関係費用等）を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

現地通貨建て新興国債券等を投資対象とし、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を取引対象とします。なお、市場見通し等によっては現地通貨建て新興国債券等以外の債券および債券関連証券に投資する場合があります。

(2)投資態度

現地通貨建て新興国債券等を投資対象とするとともに、デリバティブ取引の活用を通じてキャピタルゲインおよびインカムゲインの獲得を通じたトータルリターン創出を目指して運用を行ないます。なお、市場見通し等によっては現地通貨建て新興国債券等以外の債券および債券関連証券に投資する場合があります。

ポートフォリオの構築にあたっては、トップダウンアプローチとボトムアップアプローチを合わせて活用し、金利水準、信用力、発行総額や流動性等の複数の要因を勘案し、銘柄選定を行ないます。

債券および債券関連証券の投資にあたっては、取得時においてB3(ムーディーズ社)あるいはB-(S&P社)未満の格付が付与されたものへの投資は行ないません。なお、格付がない場合は、投資顧問会社がB3(ムーディーズ社)あるいはB-(S&P社)以上と同等の信用度を有すると判断する場合には投資することができます。

効率的な運用およびリスクの低減を目指し、先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用することができます。

ノムラ・アセット・マネジメント・ヨーロッパ(NOMURA ASSET MANAGEMENT EUROPE KVG mbH)に運用に関する権限の一部を委託します。

組入外貨建資産については、原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - ESG新興国国債ファンド - JPY-Nクラス / JPY-Dクラス

(A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての新興国国債(準ソブリン債を含みます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。また、デュレーションの調整のために、債券先物取引を活用する場合があります。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2020年1月14日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、受託報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米ドル建ての新興国国債(準ソブリン債を含みます。)を主要投資対象とします。また、債券先物取引を活用する場合があります。

(2)投資態度

米ドル建ての新興国国債(準ソブリン債を含みます。)を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。また、デューレーションの調整のために、債券先物取引を活用する場合があります。

ポートフォリオ構築にあたっては、個別発行体の信用力およびESGへの取り組みに関する分析に基づき、利回り水準、流動性、ファンダメンタルズ等を勘案して投資対象銘柄を決定します。

当ファンドにおいて、ESGとはEnvironment(環境)、Social(社会)及びGovernance(ガバナンス)の総称です。

組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを抑える目的で米ドル売り、円買いの為替取引を行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

同一発行体の発行する有価証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

NCRAM・ローン・トラスト - JPY-Nクラス**(A)ファンドの特色**

ファンドは、変動利率のシニア・ローンおよびそれらと同様の優先権・担保や利回り特性を有する債券、ならびにその他債券等を主要投資対象とし、資産の保全を図りながら、高い金利収入を得るとともに、着実な資産の成長を目指します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルク籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

無期限(設定日:2018年1月29日)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
管理会社	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
管理事務代行会社 登録名義書換事務受託会社 保管受託銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー

(D)管理報酬等

投資顧問報酬、管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬等はありません。

ファンドはファンド設立に係る費用やその他ファンドで発生する費用(取引費用、監査費用、法律関係費用等)を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

変動利率のシニア・ローンおよびそれらと同様の優先権・担保や利回り特性を有する債券（以下「ローン等」）、ならびにその他債券等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

通常の状況において、ファンドは信託財産の純資産総額の90%以上をローン等および関連商品に投資します。

投資するローン等は、事業の拡大、資本の再編、倒産企業買収等のために資金を調達した借り手（発行体）に対する直接的な債権を中心とします。

ファンドは主に米国の借り手（発行体）が発行する債務に投資しますが、一部、米国以外の借り手（発行体）が発行する債務にも投資することがあります。この場合、米国の借り手（発行体）が発行する債務は全て米ドル建てのものとし、米国以外の借り手（発行体）が発行する債務は主に米ドル建てのものとします。

ファンドは、一時的な防衛手段として、またはローン等やその他の債券への投資に備えて、現金、米国債、政府機関債、譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーなどの信用力の高い短期金融商品を保有することができます。

組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

(3)主な投資制限

同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の5%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することができません。ただし、本制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」）加盟国もしくはその地方機関、地域的または世界的なEUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。

同一業種の発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の25%を超える投資を行なうことはできません。

借入れを行なう場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。

前各号にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村ハイインカムREITマザーファンド

(A)ファンドの特色

ファンドは、世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券を主要投資対象とし、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B)信託期間

無期限（2019年1月11日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

世界各国(新興国を含みます。)の不動産関連有価証券を主要投資対象とします。

ファンドにおいて不動産関連有価証券とは、世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等(以下、あわせてREITといいます。)、ならびに不動産に関連する株式および上場投資信託証券(ETF(上記REITを除きます。以下同じ。))をいいます。

(2)投資態度

REITおよび株式への投資にあたっては、アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク(American Century Investment Management, Inc.)から助言を受け、世界各投資対象地域の経済、為替相場、不動産市場の見通しに基づくトップダウン・アプローチによる各投資対象地域への配分と、配当水準、配当性向、配当成長を評価するための精緻なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を組み合わせるポートフォリオを構築します。

REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等への投資割合には制限を設けません。

株式への投資にあたっては、REITが転換したものまたはその性質がREITに類するもの、あるいは不動産事業に関連するビジネスを行なっている企業の株式に限るものとします。

効率的な運用を行なうため、不動産に関連する上場投資信託証券(ETF)を活用する場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

投資信託証券(REITおよび上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄のREITおよび上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

(A)ファンドの特色

ファンドは、主として内外の公社債、短期有価証券および上場投資信託証券に投資を行ない、主として世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を活用し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B)信託期間

無期限(2018年1月26日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

内外の公社債、短期有価証券および上場投資信託証券を主要投資対象とし、世界各国の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2)投資態度

運用にあたっては世界の様々な指標の動きを計量的なアプローチを用いて、景気、インフレ等の要因(ファクター)に

着目して分析し、投資環境局面に応じてリスク水準 を考慮しつつ、リターンを追求するポートフォリオを構築することを基本とします。

リスク水準とは、推定されるポートフォリオの変動の大きさのことです。

内外の公社債、短期有価証券への投資を中心に、株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および外国為替予約取引等を活用するとともに、上場投資信託証券その他現物有価証券に投資を行ないます。有価証券先物取引等および外国為替予約取引等の活用ならびに上場投資信託証券への投資にあたっては、世界各国の株式・債券・不動産投資信託(REIT)・商品・通貨等を対象とし、複数のロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせます。なお、ショート・ポジションは有価証券先物取引等および外国為替予約取引等の活用によるものとします。

現物有価証券(内外の短期有価証券を除きます。)への投資および有価証券先物取引等の買い建てによるロング・ポジションの合計と有価証券先物取引等の売り建てによるショート・ポジションの合計との差額(ネット・ポジション)は、原則として信託財産の純資産総額の0%～200%の範囲内とします。

ロング・ポジションとショート・ポジションの比率には特段の制限は設けませんが、ファンド全体のリスク水準が適正となるよう調整します。外国為替予約取引等の使用については、外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的(ヘッジ目的。代替ヘッジを含みます。)のほか、効率的に収益を追求する目的(ヘッジ目的外。)で活用します。なお、為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額は信託財産の純資産総額の100%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび

デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■ 指定投資信託証券の委託会社等について ■

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月1日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメン ト投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

1998年	会社設立
-------	------

ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド

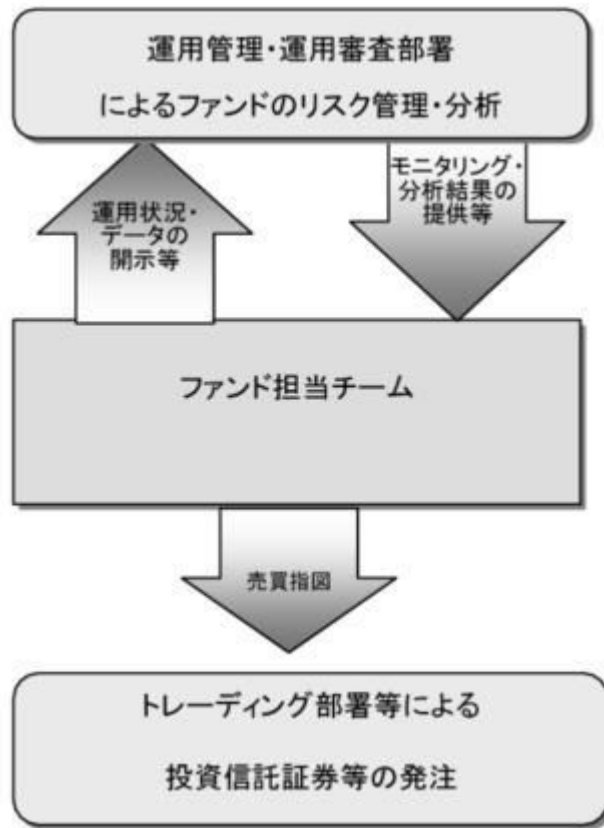
1984年	Nimco Europe Limited設立
1987年	Nomura Capital Management (U.K.) Limited. に商号変更
1997年	Nomura Asset Management U.K. Limitedに商号変更 (野村アセットマネジメント株式会社の100%子会社。)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

1991年	会社設立
-------	------

(3) 【運用体制】

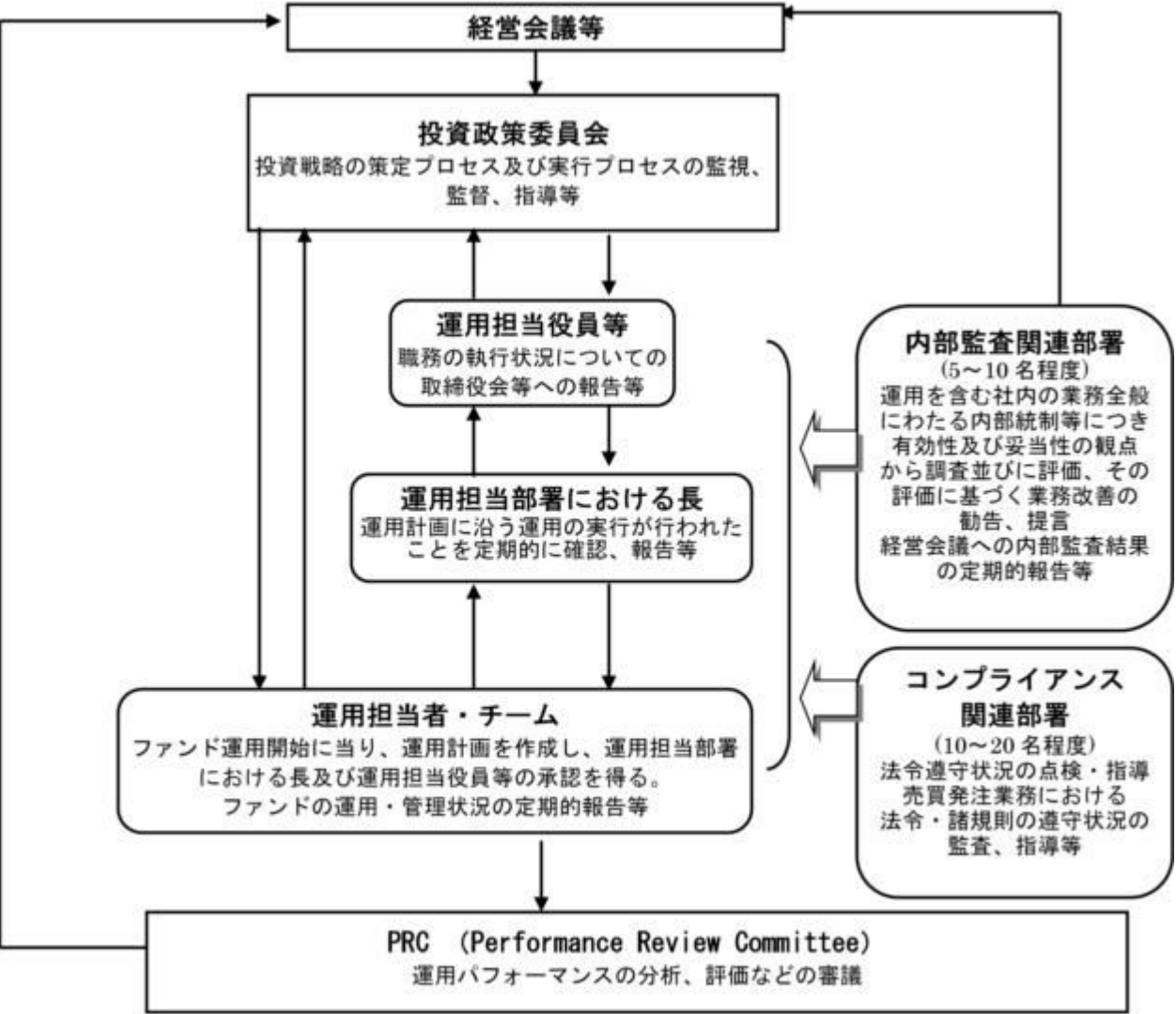
ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受

け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

< 資産成長型 >

原則として毎年5月および11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

< 年6%目標払出型 >

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期の分配対象額が目標分配額に満たなかった場合等に

は、目標分配額の分配ができない場合があります。

目標分配額

< 年6%目標払出型 >

2020年6月1日現在の委託会社が設定した1万口あたりの目標分配額は、以下の通りです。

	第5期 (2020年7月16日～ 2020年9月15日まで)	第6期 (2020年9月16日～ 2020年11月16日まで)	第7期 (2020年11月17日～ 2021年1月15日まで)
目標分配額	90円	90円	90円

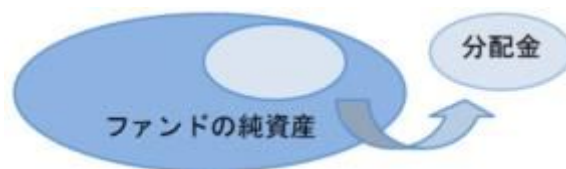
委託会社は各期の目標分配額が目標分配額決定時点の基準価額の年率6%（各決算時1%）程度となるように定めて分配（資金払出し）を行なうことを目指しますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によって基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。

各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

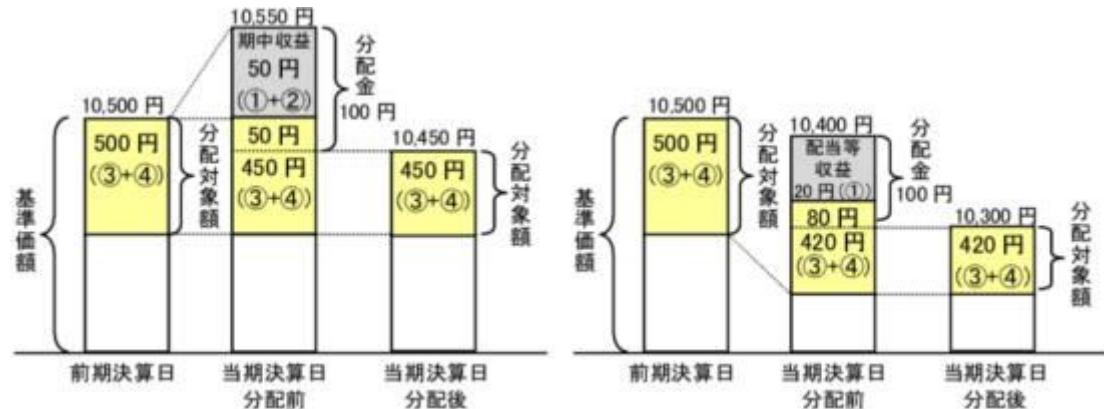
- ・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。

< 前期決算から基準価額が上昇した場合 >

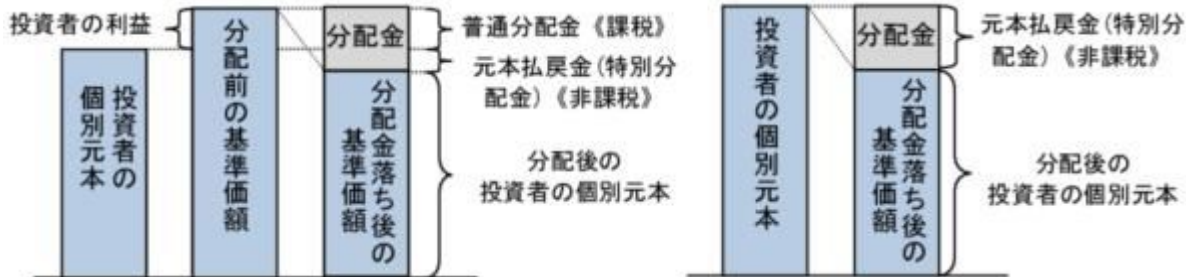
< 前期決算から基準価額が下落した場合 >



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金） 元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を

控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限（信託約款）

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- () 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式等に投資を行ないますので、株式等の価格変動の影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株式等の価格変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。また、ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイブリット証券については、一般に、繰上償還条項が設定されているため、発行体の企業業績、市況動向、制度変更等の事情により、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。なお、ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[バンクローンの価格変動リスク]

バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドは実質的にバンクローンに投資を行なう場合がありますので、これらの影響を受けます。

ファンドが格付の低いバンクローンに実質的に投資を行なう場合は格付の高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、バンクローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。

[デリバティブ取引に関するリスク]

ファンドは投資する投資信託証券において、デリバティブ取引等を用いたロング・ポジション、あるいはショート・ポジションを構築することにより、収益の獲得あるいはリスクの低減を目指す場合があります。その場合、投資対象市場の動向に関わらず、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。また、レバレッジを利用してデリバティブ取引等を行なう場合は、投資対象市場における値動きがそれ以上の損失をもたらす場合があります。

ファンドの投資対象には、株式等への投資と当該株式等に係るコール・オプションの売却を組み合わせた運用を行なう投資信託証券を含みます。この場合、当該投資信託証券においてコール・オプションの権利行使価格以上の値上がり益を放棄することになります。このため、当該株式等のみに投資した場合

と比較して投資成果が劣後する場合があります。

上記の運用においては、コール・オプションの売却を行なうため、株式等の価格水準や株式等の価格変動率が上昇すること等で、オプションの評価値が上昇し損失を被る場合があります。

また、株式等の価格下落時に投資する株式等に係るコール・オプションの売却ポジションを再構築した場合、株式等の価格が当初の権利行使価格まで回復した場合でも、株式等の値上がり益は、当該オプション取引を再構築した際の権利行使価格までの値上がり益に限定されます。

換金等に伴い当該オプション取引を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生する場合があります。

[為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、もしくはこれに類するものを中心としますが、それらにおいて為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、上記の手段として、実質組入外貨建資産の純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行なう場合は、主要国通貨以外の通貨エクスポージャー部分については、対円での為替変動の影響を受けます。また、当該通貨に対する円高と主要国通貨に対する円安が同時に進行した場合等には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があります。

また、円金利が為替取引の対象とする通貨の金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

ファンドは効率的に為替変動による収益を獲得する目的で外国為替予約取引等を活用する投資信託証券に投資する場合があるため、それらにおいては取得する通貨エクスポージャーについて、対円での為替変動の影響を受けます。なお、ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、当該投資信託証券全体で一定規模以上の純資金流入が生じた場合、当該流入に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があるものを含みます。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

ハイブリット証券の弁済順位は、一般的に株式に優位し普通社債に劣後するため、発行体の破綻時における弁済順位が普通社債等優先される債務に対して後順位となります。

ハイブリット証券には、設定された繰上償還が実施されなかった場合に利息や配当が変動になる性質を持つもの等があり、ファンドはそれらにも投資を行いません。

今後、ハイブリット市場において制度変更や新たな規制の導入がある場合には、対象市場が著しく縮小する可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

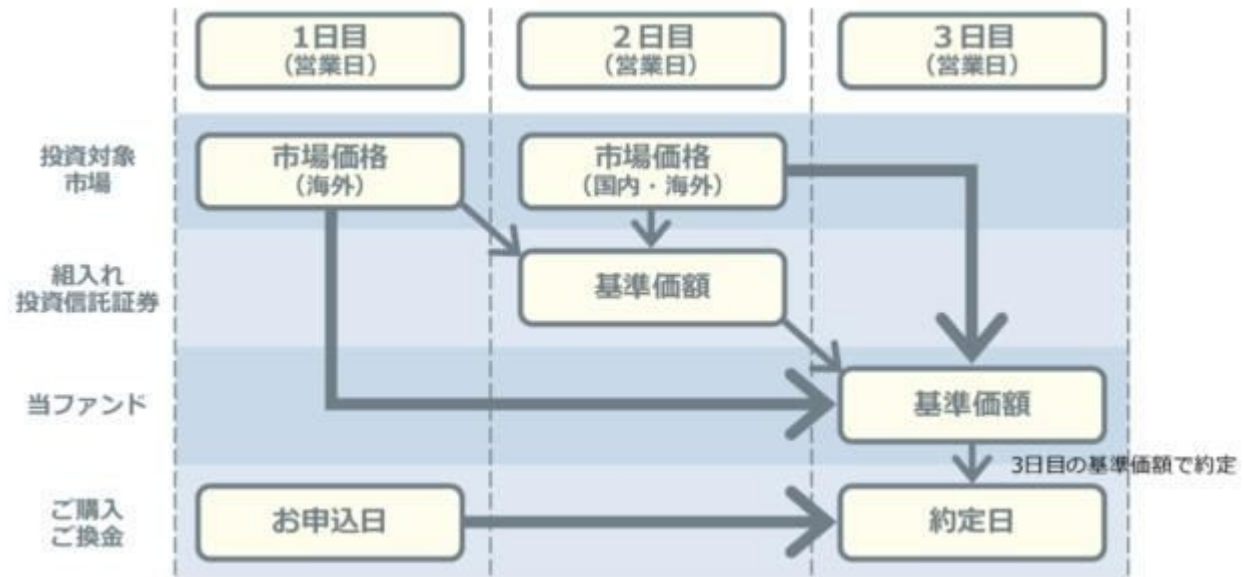
金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

< 基準価額の算出イメージ図 >



約定日（3日目）の基準価額（約定価額）は、原則として、海外市場は組入れ投資信託証券によってお申込日（1日目）またはお申込日の翌営業日（2日目）、国内市場はお申込日の翌営業日（2日目）の市場価格を反映したものです。

なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

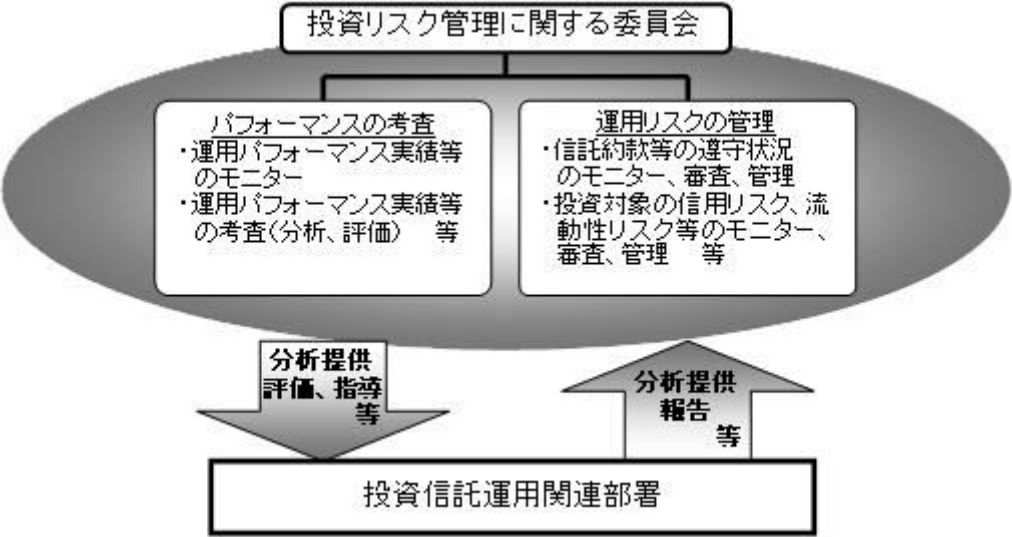
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較 (2015年6月末～2020年5月末：月次)

■ 資産成長型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	—	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値 (%)	—	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	—	5.5	7.1	3.1	1.9	0.9	0.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年6月から2020年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

■ 年6%目標払出型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	—	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値 (%)	—	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	—	5.5	7.1	3.1	1.9	0.9	0.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年6月から2020年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、58/168間が1年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
 - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
 - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
 - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
 - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての勧誘、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものでもありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC.. またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌々営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.0175%（税抜年0.925%）の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り(税抜)とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.45%	年0.45%	年0.025%

投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを除く）の信託報酬を含む管理報酬等は、上記の委託会社報酬の中から支払うものとします。

ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示

しておりません。

投資対象とする投資信託証券においてETFに投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかります。

支払先の役務の内容

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315% (国税 15.315% および地方税5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315% の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に

ついては、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

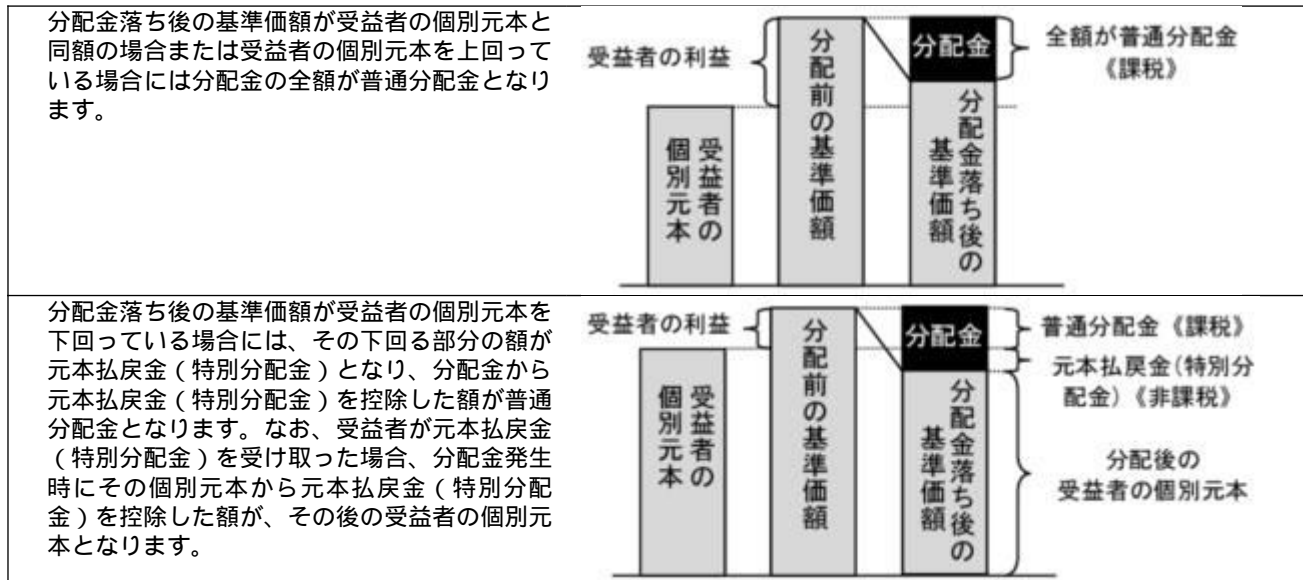
■個別元本について■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年5月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年5月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	289,940,457	8.76
	アイルランド	1,533,547,927	46.34
	ケイマン諸島	748,914,403	22.63
	小計	2,572,402,787	77.73
親投資信託受益証券	日本	703,648,039	21.26
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,137,479	1.00
合計（純資産総額）		3,309,188,305	100.00

野村ターゲットインカムファンド（年６％目標払出型）

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	58,413,938	8.74
	アイルランド	309,336,737	46.32
	ケイマン諸島	151,561,002	22.69
	小計	519,311,677	77.76
親投資信託受益証券	日本	142,118,559	21.28
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,356,284	0.95
合計（純資産総額）		667,786,520	100.00

（参考）ユーロ建てハイインカムＥＳＧ（投資適格社債）マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	--------	---------	---------

社債券	アメリカ	658,933,587	17.75
	ドイツ	579,702,424	15.61
	イタリア	395,208,806	10.64
	フランス	811,177,952	21.85
	オランダ	336,167,949	9.05
	スペイン	144,116,040	3.88
	ベルギー	83,472,008	2.24
	オーストリア	60,006,377	1.61
	ルクセンブルグ	55,171,724	1.48
	イギリス	338,699,270	9.12
	小計	3,462,656,137	93.28
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	249,069,293	6.71
合計（純資産総額）		3,711,725,430	100.00

（参考）野村ハイインカムＲＥＩＴマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	メキシコ	161,891,553	5.20
投資証券	アメリカ	2,677,684,004	86.05
	シンガポール	226,935,991	7.29
	小計	2,904,619,995	93.34
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	45,170,516	1.45
合計（純資産総額）		3,111,682,064	100.00

（参考）ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	2,363,960,507	28.58
	カナダ	429,149,587	5.18
	メキシコ	101,236,561	1.22
	フランス	385,539,466	4.66
	スペイン	373,507,288	4.51
	イギリス	466,719,635	5.64
	スウェーデン	119,780,914	1.44
	ノルウェー	115,569,548	1.39
	ポーランド	176,418,000	2.13
	小計	4,531,881,506	54.79
投資信託受益証券	日本	245,423,400	2.96
	アメリカ	1,484,808,757	17.95
	アイルランド	1,072,638,925	12.96
	小計	2,802,871,082	33.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	935,543,822	11.31
合計（純資産総額）		8,270,296,410	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	155,900,000	1.88
	買建	アメリカ	158,750,299	1.91

	買建	ドイツ	519,688,538	6.28
	買建	スイス	99,725,644	1.20
	買建	スウェーデン	144,047,981	1.74
	買建	オーストラリア	146,238,960	1.76
	買建	シンガポール	806,513,989	9.75
	買建	フランス	215,572,882	2.60
	売建	日本	305,340,000	3.69
	売建	アメリカ	790,879,373	9.56
	売建	カナダ	143,694,420	1.73
	売建	イタリア	65,498,863	0.79
	売建	イギリス	164,973,341	1.99
	売建	香港	127,038,104	1.53
	売建	オランダ	153,886,415	1.86
債券先物取引	買建	アメリカ	6,450,745,736	77.99
	買建	カナダ	215,162,501	2.60
	買建	ドイツ	5,867,611,135	70.94
	買建	イギリス	345,428,842	4.17
	買建	オーストラリア	542,297,050	6.55
	売建	日本	2,283,000,000	27.60
	売建	アメリカ	475,988,265	5.75
	売建	ドイツ	4,130,599,252	49.94
	売建	オーストラリア	810,619,936	9.80

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボ ンド・ファンド - SD JPYヘッジド クラス	56,312.56	9,979	561,989,002	10,303.8	580,233,481	17.53
2	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジ ドクラス	56,727.47	9,076	514,876,448	9,394.83	532,945,109	16.10
3	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - グローバル・ディベ ロップド・マーケット・ハイ・ ディビデンド・ストック・プレミ アム - JPY-Nクラス	57,620	7,002	403,455,240	7,503	432,322,860	13.06
4	日本	親投資信託 受益証券	ノムラオールウェザー・ファク ターアロケーション戦略マザー ファンド	379,737,950	1.0874	412,951,488	1.0858	412,319,466	12.45
5	ルクセン ブルグ	投資信託受益証券	NCRAM・ローン・トラスト - JPY-N クラス	34,179	8,300	283,709,919	8,483	289,940,457	8.76

6	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ ローカル・カレンシー・デット・ ファンド - SD JPYヘッジドクラス	33,479.97	7,442	249,159,487	7,826.43	262,028,826	7.91
7	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボン ド・ファンド - SD JPY ヘッジドク ラス	17,590.09	8,875	156,119,938	9,001.68	158,340,511	4.78
8	日本	親投資信託 受益証券	野村ハイインカム R E I T マザー ファンド	190,414,886	0.7323	139,440,822	0.8130	154,807,302	4.67
9	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - ESG新興国国債ファンド - JPY-Nクラス	16,107	8,763	141,151,774	9,112	146,766,984	4.43
10	日本	親投資信託 受益証券	ユーロ建てハイインカム E S G (投資適格社債) マザーファンド	124,426,970	1.0708	133,238,223	1.0972	136,521,271	4.12
11	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ト ラスト - ESG米国投資適格社債ファ ンド - JPY-Nクラス	13,241	9,552	126,480,098	9,751	129,112,991	3.90
12	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - グローバル・エマージ ング・マーケット・ハイ・ディビ デンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	5,488	5,994	32,898,016	6,263	34,371,344	1.03
13	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド - JPY-Nクラス	836	7,327	6,125,994	7,584	6,340,224	0.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	77.73

親投資信託受益証券	21.26
合 計	98.99

野村ターゲットインカムファンド（年６％目標払出型）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボ ンド・ファンド - SD JPYヘッジド クラス	11,378.62	9,981	113,573,297	10,303.8	117,243,090	17.55
2	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジ ドクラス	11,450.42	9,075	103,920,897	9,394.83	107,574,873	16.10
3	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - グローバル・ディベ ロップド・マーケット・ハイ・ ディビデンド・ストック・プレミ アム - JPY-Nクラス	11,636	7,004	81,508,338	7,503	87,304,908	13.07
4	日本	親投資信託 受益証券	ノムラオールウェザー・ファク ターアロケーション戦略マザー ファンド	76,782,208	1.0872	83,479,859	1.0858	83,370,121	12.48
5	ルクセン ブルグ	投資信託受益証券	NCRAM・ローン・トラスト - JPY-N クラス	6,886	8,299	57,148,016	8,483	58,413,938	8.74

6	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ ローカル・カレンシー・デット・ ファンド - SD JPYヘッジドクラス	6,732.03	7,444	50,115,398	7,826.43	52,687,801	7.88
7	アイルランド	投資信託受益証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボン ド・ファンド - SD JPY ヘッジドク ラス	3,536.11	8,874	31,381,209	9,001.68	31,830,973	4.76
8	日本	親投資信託 受益証券	野村ハイインカム R E I T マザー ファンド	38,419,288	0.7335	28,180,548	0.8130	31,234,881	4.67
9	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - ESG新興国国債ファンド - JPY-Dクラス	3,572	7,946	28,386,260	8,264	29,519,008	4.42
10	日本	親投資信託 受益証券	ユーロ建てハイインカム E S G (投資適格社債) マザーファンド	25,076,155	1.0706	26,846,876	1.0972	27,513,557	4.12
11	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ト ラスト - ESG米国投資適格社債ファ ンド - JPY-Dクラス	2,989	8,630	25,796,495	8,809	26,330,101	3.94
12	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マネージド・マスター・ トラスト - グローバル・エマージ ング・マーケット・ハイ・ディビ デンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	1,151	6,002	6,908,490	6,263	7,208,713	1.07
13	ケイマン 諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド - JPY-Nクラス	158	7,326	1,157,508	7,584	1,198,272	0.17

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	77.76

親投資信託受益証券	21.28
合 計	99.04

（参考）ユーロ建てハイインカム E S G（投資適格社債）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	アメリカ	社債券	NASDAQ INC	1,500,000	11,844.39	177,665,955	11,451.96	171,779,503	0.875	2030/2/13	4.62
2	フランス	社債券	ARKEMA	1,500,000	11,913.00	178,695,000	11,049.30	165,739,613	1.5	2099/1/21	4.46
3	イタリア	社債券	ENEL SPA	1,000,000	12,978.85	129,788,561	12,463.97	124,639,762	3.5	2080/5/24	3.35
4	ドイツ	社債券	MERCK KGAA	1,000,000	12,910.99	129,109,997	12,445.51	124,455,111	2.875	2079/6/25	3.35
5	イタリア	社債券	ASSICURAZIONI GENERALI	1,000,000	13,057.89	130,578,990	12,428.43	124,284,399	4.596	2099/11/21	3.34
6	ドイツ	社債券	E.ON SE	1,000,000	11,806.49	118,064,977	11,844.14	118,441,428	0.75	2030/12/18	3.19
7	イタリア	社債券	ENI SPA	900,000	11,905.97	107,153,742	12,597.04	113,373,400	2	2031/5/18	3.05
8	フランス	社債券	SUEZ	1,000,000	11,918.36	119,183,608	11,120.42	111,204,281	1.625	2068/9/12	2.99
9	ドイツ	社債券	WPP FINANCE DEUTSCHLAND	1,000,000	13,075.47	130,754,705	10,905.16	109,051,602	1.625	2030/3/23	2.93
10	アメリカ	社債券	MMS USA FINANCING INC	900,000	11,971.37	107,742,363	11,022.24	99,200,224	1.25	2028/6/13	2.67
11	イギリス	社債券	NGG FINANCE PLC	750,000	12,077.75	90,583,175	11,725.42	87,940,660	2.125	2082/9/5	2.36
12	イギリス	社債券	Tesco 5.125% 10-Apr-47	500,000	17,536.65	87,683,254	16,822.46	84,112,332	5.125	2047/4/10	2.26
13	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER SA	700,000	11,866.89	83,068,277	11,973.07	83,811,541	1.375	2026/1/5	2.25
14	アメリカ	社債券	ABBVIE INC	700,000	12,342.82	86,399,748	11,954.73	83,683,119	1.25	2031/11/18	2.25
15	ベルギー	社債券	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/	600,000	11,851.64	71,109,888	13,912.00	83,472,008	3.7	2040/4/2	2.24
16	オランダ	社債券	DIGITAL DUTCH FINCO BV	700,000	12,127.99	84,895,980	11,848.69	82,940,862	1.5	2030/3/15	2.23
17	ドイツ	社債券	ALLIANZ SE	600,000	11,913.23	71,479,430	12,176.27	73,057,664	2.121	2050/7/8	1.96
18	フランス	社債券	ORANGE SA	600,000	12,002.66	72,016,015	11,749.13	70,494,820	1.75	9999/99/99	1.89
19	アメリカ	社債券	AT&T INC	600,000	11,913.00	71,478,000	11,149.61	66,897,690	2.875	2099/2/18	1.80

20	アメリカ	社債券	AT&T INC	500,000	13,982.80	69,914,049	13,352.35	66,761,792	3.15	2036/9/4	1.79
21	フランス	社債券	CAPGEMINI SE	500,000	11,794.22	58,971,137	12,883.06	64,415,318	2.375	2032/4/15	1.73
22	フランス	社債券	TOTAL S.A.	500,000	13,552.82	67,764,122	12,804.68	64,023,440	3.369	2049/12/29	1.72
23	アメリカ	社債券	PROLOGIS EURO FINANCE	600,000	11,058.36	66,350,169	10,629.97	63,779,820	1.5	2049/9/10	1.71
24	オランダ	社債券	REPSOL INTL FINANCE	500,000	13,793.94	68,969,718	12,496.73	62,483,685	4.5	2075/3/25	1.68
25	オランダ	社債券	SCHLUMBERGER FINANCE BV	500,000	11,851.40	59,257,049	12,265.62	61,328,124	2	2032/5/6	1.65
26	スペイン	社債券	AMADEUS IT GROUP SA	500,000	11,900.37	59,501,861	12,060.89	60,304,499	2.875	2027/5/20	1.62
27	イギリス	社債券	VODAFONE GROUP PLC	500,000	12,478.86	62,394,338	12,048.06	60,240,348	3.1	2079/1/3	1.62
28	フランス	社債券	ORANGE SA	450,000	13,934.65	62,705,969	13,376.86	60,195,912	5.25	2049/12/29	1.62
29	フランス	社債券	SUEZ ENVIRONNEMENT	500,000	12,694.24	63,471,214	12,016.97	60,084,854	2.875	9999/99/99	1.61
30	オーストリア	社債券	OMV AG	500,000	12,833.99	64,169,970	12,001.27	60,006,377	2.875	9999/99/99	1.61

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	93.28
合 計	93.28

（参考）野村ハイインカムREITマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	アメリカ	投資証券	MGM GROWTH PROPERTIES LLC-A	—	79,400	2,415.12	191,760,830	2,967.82	235,645,543	7.57
2	アメリカ	投資証券	QTS REALTY TRUST INC CL A	—	31,800	5,761.45	183,214,346	7,170.10	228,009,193	7.32
3	シンガポール	投資証券	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	—	1,132,700	167.71	189,972,932	200.34	226,935,991	7.29

4	アメリカ	投資証券	CROWN CASTLE INT 6.875% 08/01/20	—	1,430	142,238.53	203,401,103	157,764.03	225,602,574	7.25
5	アメリカ	投資証券	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	—	54,300	3,785.05	205,528,541	4,147.43	225,205,563	7.23
6	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	—	78,300	3,123.74	244,589,351	2,751.69	215,457,538	6.92
7	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	—	64,000	3,383.96	216,574,022	3,334.50	213,408,339	6.85
8	アメリカ	投資証券	AGNC INVESTMENT CORP	—	150,300	1,318.31	198,143,165	1,407.56	211,557,425	6.79
9	アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	—	30,800	7,571.18	233,192,568	6,780.84	208,849,927	6.71
10	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	—	34,500	5,635.64	194,429,832	5,989.42	206,635,025	6.64
11	アメリカ	投資証券	HEALTHCARE TRUST OF AMERICA	—	64,000	2,766.74	177,071,802	2,850.62	182,439,699	5.86
12	メキシコ	株式	CORP INMOBILIARIA VESTA SAB	不動産管 理・開発	1,095,600	160.93	176,314,908	147.76	161,891,553	5.20
13	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	—	11,000	11,573.45	127,307,993	12,651.97	139,171,778	4.47
14	アメリカ	投資証券	LIFE STORAGE INC	—	8,100	10,266.96	83,162,412	10,527.18	85,270,215	2.74
15	アメリカ	投資証券	CHIMERA INVESTMENT CORP 8% PERP	—	35,120	2,743.09	96,337,331	2,349.53	82,515,511	2.65
16	アメリカ	投資証券	BLACKSTONE MORTGAGE TRU-CL A	—	28,600	3,660.32	104,685,186	2,642.01	75,561,546	2.42
17	アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	—	47,300	1,161.32	54,930,625	1,262.40	59,711,624	1.91
18	アメリカ	投資証券	VEREIT INC	—	79,900	961.31	76,809,324	598.94	47,855,474	1.53
19	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	—	15,200	2,061.74	31,338,501	2,083.93	31,675,757	1.01
20	アメリカ	投資証券	CHIMERA INVESTMENT CORP	—	3,400	825.18	2,805,618	915.08	3,111,273	0.09

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	不動産管理・開発	5.20
投資証券	—	—	93.34
合 計			98.54

（参考）ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B I/L	7,500,000	10,957.30	825,860,090	11,076.63	835,998,288	0.125	2024/10/15	10.10
2	アイルランド	投資信託 受益証券	ISHARES EUR CORP BOND LARGE CAP UCITS ET	39,300	15,984.39	628,186,609	16,228.18	637,767,726	—	—	7.71
3	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR BBG BARC HIGH YIELD BND	42,400	10,386.08	440,369,917	10,915.37	462,811,701	—	—	5.59
4	アイルランド	投資信託 受益証券	ISHARES EUR HY CORP BOND UCITS ETF EUR D	38,200	10,561.29	403,441,644	11,384.06	434,871,199	—	—	5.25
5	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	5,250,000	8,016.32	420,856,929	8,174.27	429,149,587	1.5	2024/9/1	5.18
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,650,000	15,636.18	414,358,953	15,934.08	422,253,169	1.75	2037/9/7	5.10
7	アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD LONG- TERM CORP BOND ETF	36,500	10,599.15	386,869,049	11,057.30	403,591,811	—	—	4.88
8	アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES US REAL ESTATE ETF	40,200	7,312.03	293,944,007	8,412.07	338,165,290	—	—	4.08
9	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,400,000	13,823.90	331,773,655	13,653.48	327,683,743	1.25	2036/5/25	3.96
10	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B I/L	2,300,000	11,254.46	260,750,850	11,525.87	267,576,341	0.25	2029/7/15	3.23
11	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000	13,047.83	260,956,743	12,919.43	258,388,681	1.4	2028/4/30	3.12
12	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	2,000,000	11,176.11	243,557,115	11,274.68	245,504,080	0.375	2025/7/15	2.96
13	日本	投資信託 受益証券	NEXT FUNDS 東証 REIT指数連動型 上場投信	134,700	1,634	220,197,813	1,822	245,423,400	—	—	2.96
14	アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES BROAD USD INVESTMENT ETF	35,400	6,256.57	221,482,823	6,348.57	224,739,421	—	—	2.71
15	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	6,000,000	2,771.34	166,280,915	2,940.30	176,418,000	2.5	2027/7/25	2.13
16	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B I/L	1,400,000	11,478.03	161,395,517	11,399.01	160,146,424	0.125	2030/1/15	1.93

17	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B I/L	1,100,000	13,490.98	152,001,425	14,022.16	158,260,306	1	2049/2/15	1.91
18	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	1,100,000	11,997.47	131,972,215	12,283.36	135,117,037	4.125	2027/8/25	1.63
19	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,500,000	1,129.54	107,306,909	1,216.52	115,569,548	1.75	2029/9/6	1.39
20	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	850,000	13,757.30	116,937,054	13,543.36	115,118,607	1.85	2035/7/30	1.39
21	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B I/L	700,000	11,716.46	89,584,491	12,834.08	98,500,816	0.75	2045/2/15	1.19
22	アメリカ	国債証券	PHILIPPINES GLOBAL	800,000	11,168.86	89,350,936	11,629.95	93,039,601	3	2028/2/1	1.12
23	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	7,000,000	1,210.57	84,740,202	1,207.30	84,511,315	0.75	2028/5/12	1.02
24	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	700,000	11,070.64	77,494,505	11,152.95	78,070,705	3.75	2028/1/11	0.94
25	アメリカ	国債証券	COLOMBIA GLOBAL	600,000	13,255.76	79,534,565	12,960.53	77,763,223	8.125	2024/5/21	0.94
26	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	650,000	11,261.34	73,198,762	11,366.94	73,885,126	4	2023/10/2	0.89
27	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	11,000,000	526.07	57,868,645	560.74	61,682,266	8.5	2029/5/31	0.74
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000	19,420.81	58,262,433	19,285.24	57,855,723	3.25	2045/5/25	0.69
29	アメリカ	国債証券	INDONESIA GLOBAL	450,000	10,858.65	48,863,936	10,968.54	49,358,471	2.95	2023/1/11	0.59
30	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	400,000	10,963.50	43,854,033	11,409.00	45,636,016	3.5	2028/1/11	0.55

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	54.79
投資信託受益証券	33.89
合 計	88.68

【投資不動産物件】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

該当事項はありません。

野村ターゲットインカムファンド（年6％目標払出型）

該当事項はありません。

（参考）ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村ハイインカムREITマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

該当事項はありません。

野村ターゲットインカムファンド（年6％目標払出型）

該当事項はありません。

（参考）ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）野村ハイインカムREITマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 （円）	評価額	評価額 （円）	投資 比率 （％）
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	TOPIX先物(2020年06月限)	買建	10	日本円	144,934,950	144,934,950	155,900,000	155,900,000	1.88
	日本	大阪取引所	日経平均株価先物(2020年06月限)	売建	14	日本円	268,563,070	268,563,070	305,340,000	305,340,000	3.69
	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	DJIAMVN株価指数先物(2020年06月限)	売建	15	米ドル	1,771,480	190,487,239	1,909,275	205,304,340	2.48
	アメリカ	シカゴ マーカン タイル取引所	E-mini Russell2000 株価 指数先物(2020年06月限)	売建	22	米ドル	1,411,500	151,778,588	1,547,920	166,447,834	2.01
	アメリカ	シカゴ マーカン タイル取引所	NASDAQMN株価指数先物(2020年06月限)	買建	7	米ドル	1,288,685	138,572,297	1,324,435	142,416,492	1.72

アメリカ	シカゴ マーカン タイル取引所	E-mini S&P500株 価指数先物(2020 年06月限)	買建	1米ドル	152,275	16,374,131	151,900	16,333,807	0.19
アメリカ	シカゴオブ ション取引 所	CBOE VIX株価指数 先物(2020年06月 限)	売建	3米ドル	91,110	9,797,057	90,975	9,782,541	0.11
アメリカ	インターコ ンチネン タル取引所	E-mini MSCIエ マーシングマー ケット株価指数先 物(2020年06月限)	売建	83米ドル	3,614,375	388,653,731	3,806,795	409,344,658	4.94
カナダ	モントリ オール取引 所	S&P TSX60株価指 数先物(2020年06 月限)	売建	10カナダド ル	1,539,120	120,066,750	1,842,000	143,694,420	1.73
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	DAX株価指数先物 (2020年06月限)	買建	2ユーロ	548,225	65,310,044	590,125	70,301,590	0.85
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50株価指数 先物(2020年06月 限)	買建	122ユーロ	3,162,330	376,728,373	3,772,240	449,386,948	5.43
イタリア	イタリア証 券取引所	FTSE MIB株価指数 先物(2020年06月 限)	売建	6ユーロ	476,050	56,711,831	549,810	65,498,863	0.79
オース トラリア	シドニー先 物取引所	SPI200株価指数先 物(2020年06月限)	買建	14豪ドル	1,910,525	136,315,961	2,049,600	146,238,960	1.76
イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100株価指数先 物(2020年06月限)	売建	20英ポンド	1,030,745	136,604,628	1,244,800	164,973,341	1.99

	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI株価指数先物(2020年06月限)	買建	9	スイスフラン	858,420	95,730,998	894,240	99,725,644	1.20
	香港	香港先物取引所	ハンセン株価指数先物(2020年06月限)	売建	8	香港ドル	9,264,800	128,502,776	9,159,200	127,038,104	1.53
	シンガポール	シンガポール取引所	MSCI台湾株価指数先物(2020年06月限)	買建	137	米ドル	5,670,830	609,784,349	5,637,550	606,205,750	7.32
	シンガポール	シンガポール取引所	SGX MSCIシンガポール株価指数先物(2020年06月限)	買建	91	シンガポールドル	2,649,465	201,067,898	2,639,455	200,308,239	2.42
	スウェーデン	ストックホルム・オプション取引所	OMX30株価指数先物(2020年06月限)	買建	77	スウェーデンクローナ	11,578,875	130,725,499	12,758,900	144,047,981	1.74
	オランダ	Euronext	AEX株価指数先物(2020年06月限)	売建	12	ユーロ	1,209,192	144,051,042	1,291,752	153,886,415	1.86
	フランス	Euronext	CAC40-EUR010株価指数先物(2020年06月限)	買建	38	ユーロ	1,627,350	193,866,205	1,809,560	215,572,882	2.60
債券先物取引	日本	大阪取引所	長期国債先物(6%、10年)(2020年06月限)	売建	15	日本円	2,288,800,200	2,288,800,200	2,283,000,000	2,283,000,000	27.60
	アメリカ	シカゴボード オブトレード	T-NOTE先物(2年)(2020年09月限)	買建	39	米ドル	8,608,335.84	925,654,353	8,609,554.59	925,785,405	11.19

アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(5年) (2020年09月限)	買建	166	米ドル	20,800,578.54	2,236,686,211	20,816,141.04	2,238,359,646	27.06
アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-BOND先物(2020 年09月限)	売建	25	米ドル	4,439,765.73	477,408,007	4,426,562.5	475,988,265	5.75
アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-NOTE先物(10年) (2020年09月限)	買建	208	米ドル	28,829,124.48	3,099,995,756	28,840,500	3,101,218,965	37.49
アメリカ	シカゴ ボード オ ブ トレー ド	T-ULTRA先物(2020 年09月限)	買建	8	米ドル	1,746,062.48	187,754,099	1,724,000	185,381,720	2.24
カナダ	モントリ オール取引 所	カナダ10年国債先 物(2020年09月限)	買建	18	カナダド ル	2,775,240	216,496,472	2,758,140	215,162,501	2.60
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BOBL先物(2020年 06月限)	買建	180	ユーロ	24,385,180	2,905,006,495	24,300,000	2,894,859,000	35.00
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BTP先物(2020年06 月限)	売建	49	ユーロ	6,756,790	804,936,388	6,997,200	833,576,436	10.07
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	BTS先物(2020年06 月限)	売建	69	ユーロ	7,656,870	912,162,920	7,736,280	921,623,035	11.14
ドイツ	ユーレック	BUNDS先物(2020年	買建	33	ユーロ	5,732,100	682,865,072	5,677,650	676,378,441	8.17

	ス・ドイツ 金融先物取引所	06月限)								
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取引所	BUXL先物(2020年06月限)	買建	42	ユーロ	8,976,240	1,069,339,470	8,852,760	1,054,629,290	12.75
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取引所	OAT先物(2020年06月限)	買建	62	ユーロ	10,400,400	1,238,999,651	10,423,440	1,241,744,404	15.01
ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取引所	SCHATZ先物(2020年06月限)	売建	178	ユーロ	19,986,835	2,381,031,651	19,939,560	2,375,399,781	28.72
オーストラリア	シドニー先物取引所	オーストラリア3年国債先物(2020年06月限)	売建	97	豪ドル	11,361,176.41	810,619,936	11,361,176.41	810,619,936	9.80
オーストラリア	シドニー先物取引所	オーストラリア10年国債先物(2020年06月限)	買建	51	豪ドル	7,591,733.08	541,670,158	7,600,519.29	542,297,050	6.55
イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT先物(2020年09月限)	買建	19	英ポンド	2,606,610	345,454,023	2,606,420	345,428,842	4.17

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

2020年5月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2020年 5月15日)	3,163	3,163	0.8866	0.8866
2019年10月末日	583	—	1.0040	—
11月末日	1,272	—	1.0053	—
12月末日	2,042	—	1.0182	—
2020年 1月末日	2,739	—	1.0231	—
2月末日	3,278	—	1.0050	—
3月末日	2,943	—	0.8539	—
4月末日	3,154	—	0.8939	—
5月末日	3,309	—	0.9189	—

野村ターゲットインカムファンド（年6％目標払出型）

2020年5月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間 (2020年 5月15日)	622	629	0.8584	0.8684
2019年10月末日	154	—	1.0032	—
11月末日	378	—	1.0044	—

12月末日	508	—	1.0175	—
2020年 1月末日	585	—	1.0124	—
2月末日	632	—	0.9943	—
3月末日	593	—	0.8363	—
4月末日	625	—	0.8756	—
5月末日	667	—	0.8895	—

【分配の推移】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2019年10月 1日～2020年 5月15日	0.0000円

野村ターゲットインカムファンド（年6％目標払出型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2019年10月 1日～2020年 5月15日	0.0300円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2019年10月 1日～2020年 5月15日	11.3％

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ターゲットインカムファンド（年6％目標払出型）

	計算期間	収益率
第1特定期間	2019年10月 1日～2020年 5月15日	11.2％

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2019年10月 1日～2020年 5月15日	3,650,192,209	82,256,464	3,567,935,745

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ターゲットインカムファンド（年6％目標払出型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2019年10月 1日～2020年 5月15日	748,638,031	23,818,424	724,819,607

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2020年5月29日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）



■ 年6%目標払出型



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

資産成長型	
2020年5月	0 円
--	--
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 年6%目標払出型

2020年5月	100 円
2020年3月	100 円
2020年1月	100 円
--	--
--	--
直近1年間累計	300 円
設定来累計	300 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

■ 資産成長型

順位	銘柄	投資比率(%)
1	ノムラ・ファンズ・アイルランド・グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	17.5
2	ノムラ・ファンズ・アイルランド・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	16.1
3	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト・グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス	13.1
4	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	12.5
5	NCRAM・ローン・トラスト-JPY-Nクラス	8.8
6	ノムラ・ファンズ・アイルランド・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	7.9
7	ノムラ・ファンズ・アイルランド・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	4.8
8	野村ハイインカムREITマザーファンド	4.7
9	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト-ESG新興国国債ファンド-JPY-Nクラス	4.4
10	ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド	4.1

■年6%目標払出型

順位	銘柄	投資比率(%)
1	ノムラ・ファンズ・アイルランド・グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	17.6
2	ノムラ・ファンズ・アイルランド・ヨーロッパ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	16.1
3	ノムラ・マネーシド・マスター・トラスト・グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム-JPY-Nクラス	13.1
4	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	12.5
5	NCRAM・ローン・トラスト-JPY-Nクラス	8.7
6	ノムラ・ファンズ・アイルランド・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	7.9
7	ノムラ・ファンズ・アイルランド・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド-SD JPYヘッジドクラス	4.8
8	野村ハイインカムREITマザーファンド	4.7
9	ノムラ・マネーシド・マスター・トラスト-ESG新興国国債ファンド-JPY-Dクラス	4.4
10	ユーロ建てハイインカムESG（投資適格社債）マザーファンド	4.1

■年間収益率の推移（暦年ベース）

■資産成長型



■年6%目標払出型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は設定日（2019年10月1日）から年末までの収益率。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込の受付けについては、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

○申込日当日または申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合

- ・ニューヨーク証券取引所
- ・ロンドン証券取引所
- ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行

ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・購入コースには、分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。
- ・販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。
- ・取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。
- ・「資産成長型」「年6%目標払出型」間でスイッチングができます。

なお、「野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）」の換金代金をもって、「資産成長

型」「年6%目標払出型」へのスイッチングが可能です。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付けを

行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

- ・換金価額は、換金のお申込み日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

マザーファンド受益証券については、原則として基準価額計算日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2019年10月1日設定)。

（４）【計算期間】

<資産成長型>

原則として、毎年5月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年5月15日までとします。

ただし、第1計算期間は2019年10月1日から2020年5月15日までとします。

<年6%目標払出型>

原則として、毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年1月15日までとします。

ただし、第1計算期間は2019年10月1日から2020年1月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

<資産成長型>

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることが

できます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

< 年6%目標払出型 >

- () 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、基準価額（1万口当たりとします。）が90営業日連続して運用の基本方針に定める一定水準以下となり安定運用に切り替えた場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

()委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

()上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行ないます。

- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- () 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2019年10月1日から2020年5月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2019年10月1日から2020年5月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期 (2020年 5月15日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	73,967,818
投資信託受益証券	2,430,643,307
親投資信託受益証券	694,626,413
未収入金	3,504,462
未収配当金	163,680
流動資産合計	3,202,905,680
資産合計	3,202,905,680
負債の部	
流動負債	
未払金	21,890,073
未払解約金	4,553,697
未払受託者報酬	356,271
未払委託者報酬	12,825,590
未払利息	68
その他未払費用	42,685
流動負債合計	39,668,384
負債合計	39,668,384
純資産の部	
元本等	
元本	3,567,935,745
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	404,698,449
（分配準備積立金）	59,121,541
元本等合計	3,163,237,296
純資産合計	3,163,237,296
負債純資産合計	3,202,905,680

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日
営業収益	
受取配当金	65,415,808
有価証券売買等損益	478,547,169
営業収益合計	413,131,361
営業費用	
支払利息	34,729
受託者報酬	356,271
委託者報酬	12,825,590
その他費用	42,685
営業費用合計	13,259,275
営業利益又は営業損失（ ）	426,390,636
経常利益又は経常損失（ ）	426,390,636
当期純利益又は当期純損失（ ）	426,390,636
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,917,579
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,637,302
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,637,302
剰余金減少額又は欠損金増加額	862,694
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	862,694
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	404,698,449

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年10月 1日から2020年 5月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 2020年 5月15日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	3,567,935,745口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	404,698,449円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8866円
(10,000口当たり純資産額)	(8,866円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日	
1.運用の外部委託費用	

当ファンドの主要投資対象であるユーロ建てハイインカムＥＳＧ（投資適格社債）マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド）に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 1,812,498円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	59,121,541円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	30,455,776円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,577,317円
当ファンドの期末残存口数	F	3,567,935,745口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	251円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

3. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、バンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。
○ 市場リスクの管理	市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。
○ 信用リスクの管理	信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。
○ 流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 2020年 5月15日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
	ん。
2. 時価の算定方法	
投資信託受益証券	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
親投資信託受益証券	（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
	ます。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	3,650,192,209円
期中一部解約元本額	82,256,464円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	307,955,783
親投資信託受益証券	117,426,667

合計	425,382,450
----	-------------

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年5月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年5月15日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド - JPY-Nクラス	809	5,926,734	
		NCRAM・ローン・トラスト - JPY-Nクラス	33,954	281,818,200	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス	15,245.2	135,019,938	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス	56,358.671	511,476,448	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド - SD JPYヘッジドクラス	35,493.225	264,099,966	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジドクラス	55,685.293	555,589,002	
		ノムラマネージドマスター E S G 新興国国債 - J P Y N	15,976	139,965,736	
		ノムラマネージドマスター E S G 米国投資適格社債 - J P Y N	9,681	92,095,353	

	小計	ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	58,833	411,948,666	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	5,456	32,703,264	
		銘柄数：10	287,491.39	2,430,643,307	
		組入時価比率：76.8%		77.8%	
	合計			2,430,643,307	
親投資信託受益証券	小計	日本円 ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	376,231,254	409,151,488	
		野村ハイインカム R E I T マザーファンド	209,146,002	153,136,702	
		ユーロ建てハイインカム E S G（投資適格社債）マザーファンド	123,599,723	132,338,223	
		銘柄数：3	708,976,979	694,626,413	
		組入時価比率：22.0%		22.2%	
	合計			694,626,413	
合計				3,125,269,720	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村ターゲットインカムファンド（年６％目標払出型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	当期 (2020年 5月15日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	17,906,685
投資信託受益証券	478,834,469
親投資信託受益証券	136,004,635
未収配当金	32,100
流動資産合計	632,777,889
資産合計	632,777,889
負債の部	
流動負債	
未払金	2,300,000
未払収益分配金	7,248,196
未払受託者報酬	27,382
未払委託者報酬	985,727
未払利息	16
その他未払費用	3,264
流動負債合計	10,564,585
負債合計	10,564,585
純資産の部	
元本等	
元本	724,819,607
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	102,606,303
（分配準備積立金）	1,573,341
元本等合計	622,213,304
純資産合計	622,213,304
負債純資産合計	632,777,889

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日
営業収益	
受取配当金	19,039,107
有価証券売買等損益	95,784,682
営業収益合計	76,745,575
営業費用	
支払利息	6,977
受託者報酬	78,441
委託者報酬	2,823,750
その他費用	9,340
営業費用合計	2,918,508
営業利益又は営業損失（ ）	79,664,083
経常利益又は経常損失（ ）	79,664,083
当期純利益又は当期純損失（ ）	79,664,083
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	447,892
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	882,493
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	882,493
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,942,575
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,942,575
分配金	19,330,030
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	102,606,303

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年10月 1日から2020年 5月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

当期 2020年 5月15日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	724,819,607口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	102,606,303円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8584円
(10,000口当たり純資産額)	(8,584円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

当期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日	
1.運用の外部委託費用	

当ファンドの主要投資対象であるユーロ建てハイインカム E S G（投資適格社債）マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド）に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 1,812,498円

2. 分配金の計算過程

2019年10月 1日から2020年 1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,658,014円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,043,124円
収益調整金額	C	2,008,205円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	11,709,343円
当ファンドの期末残存口数	F	525,522,667口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	222円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	5,255,226円

2020年 1月16日から2020年 3月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,794,360円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,309,678円
分配準備積立金額	D	4,358,910円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	13,462,948円
当ファンドの期末残存口数	F	682,660,860口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	197円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	6,826,608円

2020年 3月17日から2020年 5月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,517,245円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,902,883円
分配準備積立金額	D	2,304,292円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	13,724,420円
当ファンドの期末残存口数	F	724,819,607口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	189円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	7,248,196円

3. 追加情報

2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

当期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、REITの価格変動リスク、バンクローンの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当期 2020年 5月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

当期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日	
期首元本額	- 円
期中追加設定元本額	748,638,031円
期中一部解約元本額	23,818,424円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当期 自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	5,495,204
親投資信託受益証券	8,446,394
合計	13,941,598

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年5月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年5月15日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド - JPY-Nクラス	158	1,157,508	
		NCRAM・ローン・トラスト - JPY-Nクラス	6,645	55,153,500	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス	3,069.05	27,181,209	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド - SD JPY ヘッジドクラス	11,053.95	100,318,814	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド - SD JPYヘッジドクラス	6,968.723	51,853,263	
		ノムラ・ファンズ・アイルランド - グローバル・ダイナミック・ボンド・ファンド - SD JPYヘッジドクラス	10,931.812	109,069,996	
		ノムラマネージドマスター E S G 新興国債 - J P Y D	3,460	27,489,700	
		ノムラマネージドマスター E S G 米国投資適格社債 - J P Y D	2,107	18,105,451	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・ディベロップド・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	11,724	82,091,448	
		ノムラ・マネージド・マスター・トラスト - グローバル・エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド・ストック・プレミアム - JPY-Nクラス	1,070	6,413,580	
	小計	銘柄数：10	57,187.535	478,834,469	
		組入時価比率：77.0%		77.9%	
	合計			478,834,469	
親投資信託受益証券	日本円	ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド	73,820,560	80,279,859	
		野村ハインカム R E I T マザーファンド	40,942,229	29,977,900	
		ユーロ建てハインカム E S G（投資適格社債）マザーファンド	24,046,770	25,746,876	

	小計	銘柄数：3 組入時価比率：21.9%	138,809,559	136,004,635 22.1%	
	合計			136,004,635	
合計				614,839,104	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）」および「野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型）」は「ユーロ建てハイインカムE S G（投資適格社債）マザーファンド」、「野村ハイインカムR E I Tマザーファンド」および「ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ユーロ建てハイインカムE S G（投資適格社債）マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2020年 5月15日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	128,398,122
コール・ローン	70,072,012
社債券	3,421,405,646
派生商品評価勘定	42,832,610
未収入金	85,850,676
未収利息	27,343,726
前払費用	6,717,367
流動資産合計	3,782,620,159
資産合計	3,782,620,159
負債の部	
流動負債	
未払金	162,580,489
未払利息	65
流動負債合計	162,580,554
負債合計	162,580,554
純資産の部	
元本等	
元本	3,381,160,039
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	238,879,566
元本等合計	3,620,039,605
純資産合計	3,620,039,605
負債純資産合計	3,782,620,159

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 5月15日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0707円
(10,000口当たり純資産額)	(10,707円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 5月15日現在	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2．時価の算定方法	
社債券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 5月15日現在	
期首	2019年10月 1日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	2,000,000,000円
同期中における追加設定元本額	1,500,028,670円
同期中における一部解約元本額	118,868,631円
期末元本額	3,381,160,039円
期末元本額の内訳＊	
野村ターゲットインカムファンド（年３％目標分配型）	2,345,338,774円
野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）	123,599,723円
野村ターゲットインカムファンド（年６％目標払出型）	24,046,770円
オールウェザー・ファクターアロケーションＭオープン投信（適格機関投資家専用）	888,174,772円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年5月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年5月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	ユーロ	ABBVIE INC	700,000.00	704,225.90	
		AMADEUS IT GROUP SA	500,000.00	499,470.00	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/	600,000.00	668,040.00	
		ARKEMA	1,500,000.00	1,345,500.00	
		ARKEMA	400,000.00	387,752.00	
		AROUNDTOWN SA	500,000.00	447,875.00	
		ASSICURAZIONI GENERALI	1,000,000.00	981,018.00	
		AT&T INC	600,000.00	538,422.00	
		AT&T INC	500,000.00	558,611.50	
		BANCO SANTANDER SA	700,000.00	688,005.50	
		BAYER AG	500,000.00	488,425.00	
		BAYER AG	400,000.00	380,852.00	
		CAPGEMINI SE	500,000.00	528,843.00	
		CNP ASSURANCES	400,000.00	452,830.00	
		CRH FUNDING	300,000.00	300,108.90	
		DANONE SA	500,000.00	492,219.50	
		DEUTSCHE BAHN FIN GMBH	400,000.00	390,360.00	
		DIAGEO FINANCE PLC	1,455,000.00	1,664,500.50	
		DIGITAL DUTCH FINCO BV	700,000.00	684,047.69	
		DIGITAL EURO FINCO	500,000.00	477,482.50	
		E.ON SE	1,500,000.00	1,473,825.00	
		ENEL SPA	1,000,000.00	1,011,767.00	
		ENI SPA	900,000.00	901,798.83	
		MEDIOBANCA DI CRED FIN	300,000.00	270,053.76	
		MERCK KGAA	1,000,000.00	1,013,400.00	
		MMS USA FINANCING INC	900,000.00	839,202.93	
		NASDAQ INC	1,500,000.00	1,420,500.00	
		NGG FINANCE PLC	750,000.00	717,840.75	
		OMV AG	500,000.00	485,860.00	
		ORANGE SA	450,000.00	495,551.25	
		ORANGE SA	600,000.00	579,480.78	
		PROLOGIS EURO FINANCE	600,000.00	540,600.00	
		REPSOL INTL FINANCE	500,000.00	501,010.00	
		SCHLUMBERGER FINANCE BV	500,000.00	497,760.00	
		SIGNIFY NV	450,000.00	446,251.50	
		SUEZ	1,000,000.00	909,590.00	
		SUEZ ENVIRONNEMENT	500,000.00	495,796.00	
		Tesco 5.125% 10-Apr-47	500,000.00	713,298.50	

		THERMO FISHER SCIENTIFIC	426,000.00	404,007.70	
		TOTAL S.A.	500,000.00	518,175.00	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	500,000.00	399,286.00	
		VODAFONE GROUP PLC	500,000.00	488,875.00	
		VODAFONE GROUP PLC	400,000.00	426,550.00	
		VONOVIA FINANCE BV	300,000.00	319,980.00	
		WPP FINANCE DEUTSCHLAND	1,000,000.00	925,500.00	
	小計	銘柄数：45	29,731,000.00	29,474,548.99	
				(3,421,405,646)	
		組入時価比率：94.5%		100.0%	
合計				3,421,405,646	
				(3,421,405,646)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年 5月15日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	3,465,762,010	-	3,422,929,400	42,832,610
ユーロ	3,465,762,010	-	3,422,929,400	42,832,610
合計	3,465,762,010	-	3,422,929,400	42,832,610

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

野村ハイインカムREITマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2020年 5月15日現在)

資産の部

流動資産

(2020年 5月15日現在)

預金	6,794,456
コール・ローン	30,114,690
株式	174,548,013
投資証券	2,869,441,717
派生商品評価勘定	14,323,073
未収入金	65,389,232
未収配当金	11,908,978
流動資産合計	3,172,520,159
資産合計	3,172,520,159
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,322,028
未払金	66,917,359
未払利息	27
流動負債合計	83,239,414
負債合計	83,239,414
純資産の部	
元本等	
元本	4,218,966,768
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,129,686,023
元本等合計	3,089,280,745
純資産合計	3,089,280,745
負債純資産合計	3,172,520,159

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
-----------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

2020年 5月15日現在	
1. 元本の欠損	1,129,686,023円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7322円
(10,000口当たり純資産額)	(7,322円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 5月15日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 5月15日現在	
期首	2019年10月 1日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,733,412,017円
同期中における追加設定元本額	520,682,715円
同期中における一部解約元本額	35,127,964円
期末元本額	4,218,966,768円
期末元本額の内訳*	
野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）	3,968,878,537円
野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）	209,146,002円
野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型）	40,942,229円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年5月15日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
				単価	金額		
株式	メキシコペソ	CORP INMOBILIARIA VESTA SAB	1,210,300	32.12	38,874,836.00		
		小計	銘柄数：1			38,874,836.00	
						(174,548,013)	
		組入時価比率：5.7%			100.0%		
合計					174,548,013		
					(174,548,013)		

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年5月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資証券	米ドル	AGNC INVESTMENT CORP	167,500	2,078,675.00		
		AGREE REALTY CORP	34,200	2,004,804.00		
		BLACKSTONE MORTGAGE TRU-CL A	31,700	673,308.00		
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	52,600	500,752.00		
		CHIMERA INVESTMENT CORP	3,400	26,690.00		
		CHIMERA INVESTMENT CORP 8% PERP	36,620	697,244.80		
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	61,000	2,109,990.00		
		CROWN CASTLE INT 6.875% 08/01/20	1,580	2,113,281.60		
		EQUITY RESIDENTIAL	19,000	1,092,880.00		
		HEALTHCARE TRUST OF AMERICA	59,800	1,439,386.00		
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	87,500	1,945,125.00		
		LIFE STORAGE INC	8,900	757,034.00		
		MGM GROWTH PROPERTIES LLC-A	88,500	2,005,410.00		
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	10,900	1,150,168.00		
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	47,400	1,237,614.00		
		QTS REALTY TRUST INC CL A	36,200	2,279,152.00		
		REALTY INCOME CORP	38,500	1,939,630.00		
		VEREIT INC	88,900	414,274.00		
		小計	銘柄数：18	874,200	24,465,418.40	
					(2,628,319,898)	
		組入時価比率：85.1%		91.6%		
	シンガポールドル	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,309,400	3,194,936.00		
		小計	銘柄数：1	1,309,400	3,194,936.00	
				(241,121,819)		
		組入時価比率：7.8%		8.4%		
合計				2,869,441,717		
				(2,869,441,717)		

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年 5月15日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	4,572,490	-	4,583,046	10,556
シンガポールドル	4,572,490	-	4,583,046	10,556
売建	3,005,674,598	-	3,007,684,109	2,009,511
米ドル	2,769,315,556	-	2,771,641,749	2,326,193
シンガポールドル	236,359,042	-	236,042,360	316,682
合計	-	-	-	1,998,955

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2020年 5月15日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	49,105,558
コール・ローン	294,706,735
国債証券	4,729,548,727

(2020年 5月15日現在)

投資信託受益証券	2,389,129,421
派生商品評価勘定	347,509,710
未収入金	29,313,386
未収配当金	2,438,070
未収利息	17,781,017
前払費用	6,952,754
差入委託証拠金	700,335,062
流動資産合計	8,566,820,440
資産合計	8,566,820,440
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	198,087,927
未払金	112,079,595
未払利息	273
流動負債合計	310,167,795
負債合計	310,167,795
純資産の部	
元本等	
元本	7,592,029,755
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	664,622,890
元本等合計	8,256,652,645
純資産合計	8,256,652,645
負債純資産合計	8,566,820,440

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益

	約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	

（貸借対照表に関する注記）

2020年 5月15日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0875円
(10,000口当たり純資産額)	(10,875円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年10月 1日 至 2020年 5月15日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 5月15日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
投資信託受益証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 5月15日現在	
期首	2019年10月 1日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	3,022,247,779円
同期中における追加設定元本額	7,369,353,557円
同期中における一部解約元本額	2,799,571,581円
期末元本額	7,592,029,755円
期末元本額の内訳＊	
野村ターゲットインカムファンド（年３％目標分配型）	7,141,977,941円
野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）	376,231,254円
野村ターゲットインカムファンド（年６％目標払出型）	73,820,560円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年5月15日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年5月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	COLOMBIA GLOBAL	600,000.00	701,586.00	
		INDONESIA GLOBAL	450,000.00	454,519.48	
		PHILIPPINES GLOBAL	300,000.00	415,258.41	
		PHILIPPINES GLOBAL	800,000.00	846,324.72	
		REPUBLIC OF INDONESIA	400,000.00	408,548.44	
		REPUBLIC OF PERU	1,100,000.00	1,221,583.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	350,000.00	319,524.80	
		TSY INFL IX N/B	2,000,000.00	2,270,380.68	
		TSY INFL IX N/B I/L	7,500,000.00	7,745,761.11	
		TSY INFL IX N/B I/L	3,050,000.00	3,289,091.63	
		TSY INFL IX N/B I/L	1,900,000.00	2,017,993.31	
		TSY INFL IX N/B I/L	1,100,000.00	1,496,483.97	
		TSY INFL IX N/BI/L	700,000.00	929,777.55	
		UNITED MEXICAN STATES	650,000.00	674,641.50	
		UNITED MEXICAN STATES	700,000.00	688,341.50	
	小計	銘柄数：15	21,600,000.00	23,479,816.10	
				(2,522,436,643)	
		組入時価比率：30.6%		35.5%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	5,250,000.00	5,514,075.00	
	小計	銘柄数：1	5,250,000.00	5,514,075.00	
				(421,826,737)	
		組入時価比率：5.1%		5.9%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,500,000.00	8,254,350.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,000,000.00	12,849,210.00	
	小計	銘柄数：2	18,500,000.00	21,103,560.00	
				(94,754,984)	
		組入時価比率：1.1%		1.3%	
	ユーロ	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000.00	2,130,330.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	850,000.00	937,740.40	

	小計	BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	303,270.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,400,000.00	2,737,200.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000.00	485,811.00	
		銘柄数：5	5,850,000.00	6,594,351.40	
		組入時価比率：9.3%		(765,472,310)	10.8%
	英債券	UK TREASURY	2,650,000.00	3,179,735.00	
		UK TREASURY	500,000.00	838,800.00	
	小計	銘柄数：2	3,150,000.00	4,018,535.00	
		組入時価比率：6.4%		(527,754,201)	7.4%
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	7,000,000.00	7,530,796.70	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	3,162,656.80	
	小計	銘柄数：2	9,000,000.00	10,693,453.50	
		組入時価比率：1.4%		(117,307,184)	1.6%
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,500,000.00	10,788,675.00	
		銘柄数：1	9,500,000.00	10,788,675.00	
	小計	組入時価比率：1.4%		(114,252,068)	1.6%
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,510,000.00	
		銘柄数：1	6,000,000.00	6,510,000.00	
	小計	組入時価比率：2.0%		(165,744,600)	2.3%
	合計			4,729,548,727	
				(4,729,548,727)	
投資信託受益証券	日本円	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	134,700	223,736,700	
		銘柄数：1	134,700	223,736,700	
	小計	組入時価比率：2.7%			3.1%
	米ドル	ISHARES BROAD USD INVESTMENT ETF	10,200	590,274.00	
		ISHARES US REAL ESTATE ETF	40,200	2,785,056.00	
		SPDR BBG BARC HIGH YIELD BND	34,800	3,378,384.00	
		VANGUARD ENERGY ETF	5,600	266,784.00	
		VANGUARD LONG-TERM CORP BOND ETF	36,500	3,656,935.00	
	小計	銘柄数：5	127,300	10,677,433.00	

				(1,147,076,627)	
		組入時価比率：13.9%		16.2%	
	ユーロ	ISHARES EUR CORP BOND LARGE CAP UCITS ET	39,300	5,278,383.00	
		ISHARES EUR HY CORP BOND UCITS ETF EUR D	38,200	3,494,154.00	
	小計	銘柄数：2	77,500	8,772,537.00	
				(1,018,316,094)	
		組入時価比率：12.3%		14.3%	
	合計			2,389,129,421	
				(2,165,392,721)	
	合計			7,118,678,148	
				(6,894,941,448)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年 5月15日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	1,213,064,131	-	1,233,678,518	20,609,437
売建	2,596,756,736	-	2,683,943,565	87,193,759
債券先物取引				
買建	16,072,569,412	-	16,246,657,396	174,087,984
売建	8,620,533,502	-	8,625,735,179	5,224,777
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	993,742,409	-	993,765,000	22,591
米ドル	96,344,700	-	96,678,000	333,300
ユーロ	46,226,400	-	46,432,000	205,600
スイスフラン	391,805,112	-	386,450,000	5,355,112
ノルウェークローネ	218,035,417	-	222,180,000	4,144,583
香港ドル	241,330,780	-	242,025,000	694,220

売建	9,140,697,807	-	9,093,577,500	47,120,307
米ドル	2,798,923,773	-	2,796,764,500	2,159,273
カナダドル	547,069,475	-	542,863,000	4,206,475
メキシコペソ	145,975,333	-	147,000,000	1,024,667
ユーロ	2,584,271,652	-	2,542,514,500	41,757,152
英ポンド	577,098,071	-	564,345,000	12,753,071
スウェーデンクローナ	537,144,239	-	544,768,000	7,623,761
ズロチ	951,514,337	-	936,865,500	14,648,837
豪ドル	577,944,309	-	600,354,500	22,410,191
シンガポールドル	105,698,320	-	105,602,000	96,320
ランド	315,058,298	-	312,500,500	2,557,798
合計	-	-	-	149,421,783

（注）時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）

2020年5月29日現在

資産総額	3,357,214,110円
負債総額	48,025,805円
純資産総額（ - ）	3,309,188,305円
発行済口数	3,601,333,224口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9189円

野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型）

2020年5月29日現在

資産総額	678,029,498円
負債総額	10,242,978円
純資産総額（ - ）	667,786,520円
発行済口数	750,705,953口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8895円

（参考）ユーロ建てハイインカムE S G（投資適格社債）マザーファンド

2020年5月29日現在

資産総額	7,177,487,612円
負債総額	3,465,762,182円
純資産総額（ - ）	3,711,725,430円
発行済口数	3,383,016,671口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0972円

（参考）野村ハイインカムR E I Tマザーファンド

2020年5月29日現在

資産総額	6,746,965,266円
負債総額	3,635,283,202円
純資産総額（ - ）	3,111,682,064円
発行済口数	3,827,570,823口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8130円

（参考）ノムラオールウェザー・ファクターアロケーション戦略マザーファンド

2020年5月29日現在

資産総額	20,728,369,835円
負債総額	12,458,073,425円
純資産総額（ - ）	8,270,296,410円
発行済口数	7,617,025,195口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0858円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

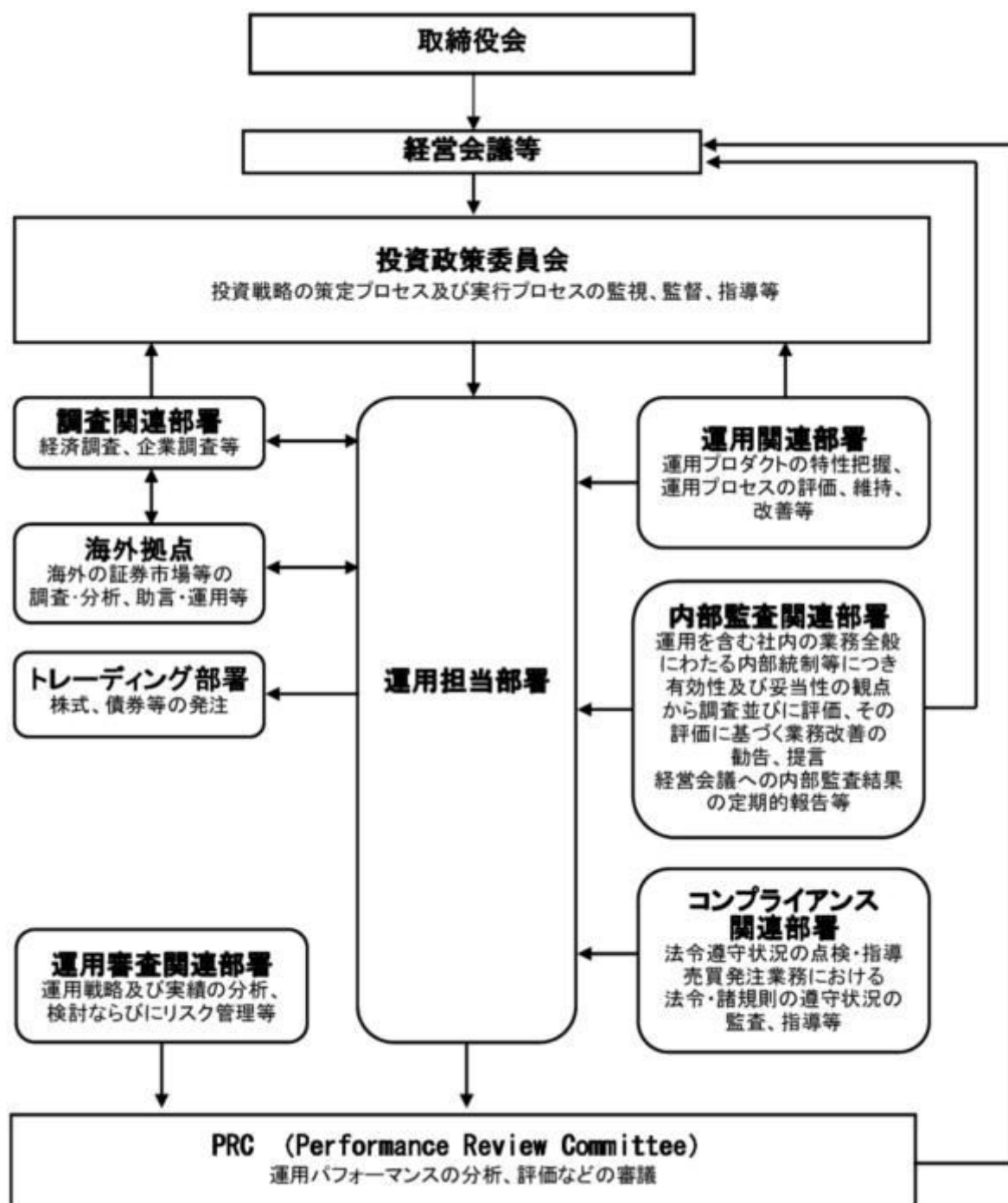
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年4月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,014	27,839,261
単位型株式投資信託	178	815,084
追加型公社債投資信託	14	5,415,240
単位型公社債投資信託	459	1,603,257
合計	1,665	35,672,842

３【委託会社等の経理状況】

- １．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- ２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(１)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,562		2,626
金銭の信託			45,493		41,524
有価証券			19,900		24,399
前払費用			27		106
未収入金			500		522
未収委託者報酬			25,246		23,936
未収運用受託報酬			5,933		4,336
その他			269		71
貸倒引当金			15		14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	

投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		0	
投資損失引当金		707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10

純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		119,196	115,736
運用受託報酬		21,440	17,170
その他営業収益		355	340
営業収益計		140,992	133,247
営業費用			
支払手数料		42,675	39,435
広告宣伝費		1,210	1,006
公告費		0	-
調査費		30,082	26,833
調査費		5,998	5,696
委託調査費		24,083	21,136
委託計算費		1,311	1,342
営業雑経費		5,435	5,823
通信費		92	75
印刷費		970	958
協会費		86	92
諸経費		4,286	4,696
営業費用計		80,715	74,440
一般管理費			
給料		11,113	11,418
役員報酬		379	109
給料・手当		7,067	7,173
賞与		3,666	4,134
交際費		107	86
旅費交通費		514	391
租税公課		1,048	1,029
不動産賃借料		1,223	1,227
退職給付費用		1,474	1,486
固定資産減価償却費		2,835	2,348
諸経費		10,115	10,067
一般管理費計		28,433	28,055
営業利益		31,843	30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826

当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5 . 消費税等の会計処理方法 6 . 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

（１）概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

（１）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 736百万円	建物 761百万円
器具備品 3,106	器具備品 2,347
合計 3,842	合計 3,109

損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 23,950百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,650円

基準日 2020年3月31日

効力発生日 2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒

されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)		当事業年度末 (2020年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	1,295	評価性引当額	1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入（*2）	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

１株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
１株当たり純資産額	16,882円89銭	１株当たり純資産額	16,557円31銭
１株当たり当期純利益	4,984円30銭	１株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,672百万円 普通株式に係る当期純利益 25,672百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株		１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 23,996百万円 普通株式に係る当期純利益 23,996百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2020年4月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社 ごうぎん証券株式会社 ちばぎん証券株式会社	10,000百万円 3,000百万円 4,374百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社山陰合同銀行 株式会社千葉銀行 株式会社西日本シティ銀行 野村信託銀行株式会社	20,705百万円 145,069百万円 85,745百万円 35,000百万円	

* 2020年4月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 1月10日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 1月24日	臨時報告書
2020年 3月26日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）の2019年10月1日から2020年5月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットインカムファンド（資産成長型）の2020年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型）の2019年10月1日から2020年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ターゲットインカムファンド（年6%目標払出型）の2020年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。